

《論 説》

満洲国における白系ロシア人の位置付け

—東洋人と西洋人の共存共栄・民族協和社会の実態—

ドミートリエヴァ・エレナ

本稿は、満洲国当局による教育・技術教育政策で見る五族協和・民族協和の実態を明らかにする博士論文の一部である。この課題を明らかにするために、本稿では、白系ロシア人社会の状況と特異性を検討した上側と白系ロシア人社会側にとってどのようなメリット・デメリットがあり、時期によって位置付けの変化とともに民族協和社会における白系ロシア人の実態を明らかにする。

検討する時期は1932年～45年までである。

検討対象は満洲国内に定住した白系ロシア人社会である。

本稿で扱う「満洲国」及び「満州」を分ける。「サンズイ」の付く国名を使用する。その国名は従来の「満州」という地域名と政体・時代的に異なることを指摘するためである。傀儡性を表す「」を削除し、見やすくする形にする。

本稿で扱う「白系ロシア人」という用語は、1917年11月ロシア革命勃発後に生まれた用語であるが、実際にはロシア人以外に少数民族も含めたロシアを出た、また在外中に帝政ロシア国籍をなくした人々を示す用語である。彼らはソ連政権（赤系ロシア人）を受け入れず、ポリシェビキ政権を樹立する赤軍と戦う反ソ的な旧帝政ロシア白衛軍の味方であり、「白系ロシア人」と呼ばれるようになった。当時には「エミгранト」＝「亡命者」という用語も使われていた。満洲国では、亡命ロシア人を総合的に「白系ロシア人」と日本語で称することが年々増えていった。「満洲国の白系ロシア人」は、政治観・法的地位などの様々な意味で時代を描く用語であると考えられる。その雰囲気伝えるために、「白系ロシア人」と使用することにした。見やすくするために以後は「」を削除する。

本稿で扱う「五族協和」という用語は、満洲国で提唱された国家理念の一つである「民族協和」を具体化させたスローガンである。その構成には、漢族・満族・蒙族・日本民族・朝鮮族・白系ロシア人も入れられた（漢人と満人を区別せず「満人」にされたこともあった）¹。満洲国期の五族協和は、元々中華民国時代の「五族共和」という理念に由来するものである。ただし、五族共和の構成には漢族・満族・蒙族・回族・蔵族（チベット族）が入っていた²。

第1章では、満洲国建国前後の白系ロシア人の状況を確認し、大都会ハルビンでは実現した異文化の多民族世界の特徴を紹介する。

第2章では、満洲国行政と白系露人事務局行政問題を中心に検討し、二重行政問題の存在、同事務局の活動の必要性を巡る満洲国当局内の意見不統一を明らかにすると同時に、同事務局の存在意義を再評価する。

第3章では、満洲国の五族・民族協和社会における白系ロシア人の位置付けを分析し、白系ロシア人の実態を明らかにする。

1 『二〇世紀満洲歴史辞典』吉川弘文館、2012年、285～286頁。

2 中村久四郎著『支那の五族共和』東亜研究講座、1925年、5頁。

第1章 満洲国における白系ロシア人の状況

1.1 満洲における白系ロシア人社会の成因

ここでは、白系ロシア人社会の状況と特異性を検討する。

まず、はじめに満洲における白系ロシア人社会はいつから成立し始めたのか、その構成員は何だったのかについて簡単にまとめておきたい。

満洲における中東鉄道敷設（1898～1903）とそれに伴う鉄道附属地のインフラストラクチャの進展は、帝国ロシアから各社会層の移住民をもたらした。その結果、1907年、満洲における帝政ロシア国籍者数は48,870人に達した³。その中には鉄道従業員（18,000人以上⁴）以外、事業家、インテリ、商人などがいた。さらに、1917年11月のロシア革命と内戦勃発後、ロシアから亡命した白衛軍兵士、官僚、インテリが増加した⁵。大多数は家族連れであった。

1920年1月に臨時全ロシア政府（1918年11月～）が転覆されると、ソビエト政権の形成が始まり、ロシアからまた新しい亡命派を及ぼした。1920年代前半、ロシア人人口は200,000人前後であった（1923年、ハルビンのロシア人人口165,857人）⁶。この在満ロシア人人口の中に白系ロシア人と呼ばれた者はロシア革命勃発前から満洲に住んでいた者と、革命後にロシア領土から亡命した者の両方が入っており、彼らはソ連政権（ボリシェビキ政権）を受け入れなかった。ロシア内戦終了後（1923年7月）、ソ連国籍を取得後にソ連へ帰国し、他の移民は毎年北・南アメリカ・オーストラリアへ移住していた。1927年から実施されたソ連の農業共同経営化の結果、シベリアから家畜・農具連れの農家が満洲へ密入国で逃亡していた。1930年、満洲のロシア人人口は約110,000人の内、白系ロシア人は約60,000人であった⁷。残りはソ連国籍者であった。

白系ロシア人はなぜ満洲を定住地にしたのか。実は満洲が気候的・自然的にロシアと似ていたというファクターと、ロシア系のインフラストラクチャの存在というファクターの影響が大きかったからである。

1921年12月15日付の全ロシア中央執行委員会・ソビエト連邦人民委員会の法令によって、1917年11月7日までにソ連政権の許可を得ず、ロシア領土を出た者は国籍が剥奪された後、亡命した白系ロシア人は無国籍者になってしまった⁸（Декрет ВЦИК СНК РСФСР от 15 декабря 1921 года О лишении прав гражданства некоторых категорий лиц, находящихся за границей）。白系ロシア人人口の急増はハルビンにおける家賃と食材の物価の高騰につながり、失業問題が悪化した。1924年5月、ソ連と中国の間で国交回復のための協定（北京協定）が調印されると、同年9月に張作霖の東三省政府（奉天軍閥）とソビエト連邦政府の間で中東鉄道に関する協定が締結され、中東鉄道と学校を含む附属事業がソ連経営下になった。中東鉄道附属事業では、ソ連国籍者・中華民国国籍者ではない白系ロシア人は解雇された。

そして、中東鉄道の附属事業であった学校の教育はソビエト化されてしまった。

その結果、白系ロシア人青少年向けに新しい学校の設立の必要性が生じた。1920年代における満洲では、無神論と共産主義を中心にソビエト人を養成するソビエト教育制度と同時に、帝政ロシア時代の教育制度に基づく白系ロシア人向けの教育が登場した。白系ロシア人教育は旧ロシア皇帝ニコライ二世に対する崇

3 Аблова Н.Е. КВЖД и российская эмиграция в Китае. Международные и политические аспекты в истории (первая половина XX века). Москва, Русская панорама, 2005. С.66.

4 Чаныгин И.В. Русские на территории Маньчжурии и в полосе КВЖД (XVII – начало XX века). «Преподаватель XXI век», 2014, №1, с.324.

5 Аблова (2005), с.123.

6 Там же. С.126.

7 Там же. С.127.

8 革命勃発前にロシア外に住んでいた者に関してはソ連国籍の取得が許可された。

拝を継続し、また、ロシア正教に基づくキリスト教思想の影響が強かった。

このように、満洲における様々な社会層や少数民族を含む白系ロシア人社会の成立が始まった。

1.2 満洲国における白系ロシア人社会

1.2.1 分散定住地

満洲国における白系ロシア人人口の分布は一律ではなかった。白系ロシア人社会を分散定住という視点で俯瞰すると、農村、林区・豊満ダム・穆稜炭坑などの長期滞在で働き暮らす集落と、中東鉄道（北満鉄道）沿線に存在した停車駅集落と都市に大別できる。白系ロシア人が住む各箇所に支部・代表所を設置した白系露人事務局によれば、1930年代後半に満洲国全国における白系ロシア人の定住地が北満地方を中心に111ヶ所にあった⁹。

都市郊外に住む白系ロシア人の中には農村住民が少なくなかった。その農村住民は中東鉄道のある北満地方に集中しており、農業を中心に生活していた。その中には、ソ連国境に近い三河地方（鉄道西線から約40km離れた地域）にあった白系ロシア人の村は23ヶ所（ロシア正教会6ヶ所）にあり、大体が平時に農業専門にしていた元白衛兵のコサックに設置された¹⁰。白系ロシア人だけの総人口は5,519人（1933年末）で数えられる¹¹。白系ロシア人は農業を生業とし、副業として、狩猟、漁業、養蜂業をしていた。1934年現在、三河地方の産業は、製粉所22ヶ所、畜産業（羊、牛、馬。場合によって一戸当たり数百頭）、レンガ製造工場5軒、陶器製造所2軒、製革工場4軒、乳製品工場23軒、かじ場14ヶ所、機械製造修理工場1ヶ所もあった¹²。

三河地方の白系ロシア人部落における農業の隆盛は、白系ロシア人の部落への日本人開拓団を同居させる立案につながった¹³。

三河地方以外に白系ロシア人部落が設置されていたが、経済的に事情が異なっていた。

満洲国皇帝になる溥儀の即位式が1934年3月1日に行われた後、農業を主業とする白系ロシア人は満洲国の税制が中華民国時代より改善されるものと期待していた。1934年5月現在では、中東鉄道西線停車駅である博克図という部落に在住の白系ロシア人農業者（3人家族）は年収（420国幣）の40%（165.40国幣）を納めなければならなかった。彼は、「現状では農業の拡大もできないし、収入の向上も見込めない状態である…康徳時代に入り生活は改善していくであろう」と新国家満洲国に対する期待を『ザリヤ』紙のインタビューで表した¹⁴。

他に、中東鉄道東線の方にロマノフカ村があった。そこに住む古儀式派¹⁵の人々は農業と狩猟が生業であり、自給自足の自然経済の主体であった¹⁶。彼らは他の白系ロシア人社会から隔絶した生活を送ってい

9 ГАХК.Ф.830.Оп.2.Д.32.Л.18.

10 シベリアから三河地方へのコサックの移住は1895年から始まった。Кармазов В.А. Трёхречье. Вестник Маньчжурии, 1934, №12 (5), с.58, с.63.

11 Там же. С.63.

12 Там же. С.68, 71, 76.

13 Там же.

14 АВП РФ.Ф.1006.Оп.1.П.3.Д.28. [新聞切り取り特集] Заря, 5 апреля 1934.

15 古儀式派とは、ロシア正教の主流派教会と17世紀に袂を分かって、政府や主流派教会から「分離派」と呼ばれ、迫害を受けていた。一部は1890～1900年代に満洲へ移住した。

16 古儀式派教徒に関する研究蓄積がある。坂本秀昭、伊賀上業穂『旧「満洲」ロシア人村の人々』ユーラシア・ブックレット№103、東洋書店、2007年。伊賀上業穂「ロシア正教古儀式派教会における本国と亡命者社会の連関」生田美智子編『満洲の中のロシア—境界の流動性と人的ネットワーク』成文社、2012年、237～266頁。

た¹⁷。

満洲国の全国人口調査は建国後に始められたが、政府が白系ロシア人人口に関する公式な発表を行ったのは1930年代半ばであった。『民政部第二次統計年報』によれば、1935年末に満洲国における白系ロシア人総数人口は42,335人であった。それは同年、満洲国総数人口34,193,708人に対比すれば、0.13%もなかった¹⁸。10年後、白系ロシア人人口統計を収集してきた白系露人事務局によれば、1945年1月1日の段階で、白系ロシア人人数は68,877人に上っており、その中の42.4%（少数民族を含む29,186人）はハルビン市に住んでいた¹⁹。1935年末と1945年初の統計数値の差異は、白系ロシア人が明らかに増加したことを示す。この背景にはさらに別の事情があったものと考えられる。すなわち白系ロシア人人口の調査は1930年代後半にも続いており（特に交通不便な農村部落の場合）、1935年末には未完成であったため、数値が過少に表れていると思われるのである。

日本人経営の林区に長期滞在する労働者（1934年5月現在：8,000人）の内、警備員を含む白系ロシア人人数は50%であった²⁰。

豊満ダム工事中、警備員や技術工として白系ロシア人100名が雇用された²¹。後に、彼らは家族まで呼び寄せ、「ロシア人部落」ができ、ロシア正教会まで建てた。

満洲国の建国前後になると、移住先においても白系ロシア人の新しい世代が生まれ、満洲・満洲国が白系ロシア人の若い世代にとって故郷となった。このことは以下の資料で確認することができる。

結婚・出生・死亡の登録制度（戸籍簿 *метрическая книга*）を旧帝政ロシア人人口管理の制度として機能していた在満ロシア正教会によれば、1922年～37年にかけての15年間に満洲で生まれた子供は25,102人であった。（ハルビン生まれ10,116人）²²。また1932年～37年にかけての5年間に満洲国に生まれた子供6,759人（ハルビン生まれ2,190人）であった²³。白系ロシア人社会の9割以上はロシア正教徒であった。また、当時にはロシア正教徒は結婚を必ずロシア正教会で行われ、出生後に子供をロシア正教会で洗礼させ、死んだときもロシア正教会で式が行われた。このことから、ロシア正教会が作成したこの資料は、白系ロシア人社会をかなりの程度、捕足していると考えられる。

農村・停車駅部落の白系ロシア人は土地を所有し、農業と狩猟によって家庭の生計を立てていた。この点は、都市に住む白系ロシア人と大きく異なった。都市の白系ロシア人の生活は物価の高低と仕事の有無、人口密度の高い都市の場合、経済的中枢の他、現代文化・教育事業が発達していた。最新情報の交換速度、情勢の変化に対する住民や社会の反応の速さ、人の集中度といった点においても、都市と農村の間には大きな格差があった。こうした事情からロシアから亡命した白系ロシア人は、農村よりは都市に住むことを好んでいたと思われる。特に、農業の方法を知らない都市生まれの白系ロシア人はそうであったと考える。

17 農村住民について、坂本秀昭編『満洲におけるロシア人の社会と生活：日本人との接触と交流』ミネルヴァ書房、2013年。坂本秀昭編『満洲におけるロシア人の社会と生活：日本人との接触と交流』ミネルヴァ書房、2013年。生田美智子編『満洲の中のロシア—境界の流動性と人的ネットワーク』成文社、2012年。

18 『民政部第二次統計年報』満洲帝國民政部總務司資料科、康德三十一年十一月（1936年）、17頁。白系ロシア人以外に、満洲国人口の統計を上げる。「満人」33,253,475人；日本内地人126,137人；朝鮮人741,630人；外国人は72,466人。外国人の中にソ連人9,625人；ポーランド人1,280人；イギリス人376人；アメリカ人184人；ドイツ人371人；フランス人213人；イタリア人45人；その他の外国人は1,602人であった。

19 ГАХК.Ф.830.Оп.2.Д.32.Л.19.ハルビン在住白系ロシア人の全人口の内、25,441人は「ロシア人」であったが、残りは、ウクライナ人、タタール人、ユダヤ人、ポーランド人などの少数民族であった。

20 АВП РФ Ф.1006.Оп.1.П.3.Д.28.

21 野島一郎編『満洲電業史』昭和五十一年、584頁。

22 Харбинское время, №280 (2113), 17 октября 1937, с.5. 結婚：ハルビン内5,925件、ハルビン外2,759件、合計8,684件。死亡者：ハルビン内11,866人、ハルビン外6,942人、合計：18,808人。

23 Заря, №284 21 октября 1937. 結婚：ハルビン内1,564件、ハルビン外918件、合計2,482件。死亡数に対する出生数は25%高かった。

1.2.2 白系ロシア人の都市人口

次に、満洲国民政部が発表した1936年末の白系ロシア人の都市人口を確認する（表1）。

本稿で取り上げる統計は1930年代半ば作成のものが多い。一つの理由は、満洲国建国後の白系ロシア人社会調査が発表された時期に関係する。それらの統計を集計したのは、建国初期に外国人の管理する満洲国各警察署、在ハルビン満洲鉄道事務所、1935年からは白系露人事務局も統計を作成した。もう一つの理由は、白系ロシア人人口の流動性に関わっている。白系ロシア人は1930年代半ばまで移動が激しかったが、1936年以降になるとどんどん落ち着いていった。1930年代末～40年代半ばには人口が数千の単位で動くというような大きな変化は見られなくなった。

当時の都市の規模とその人口をイメージするために、人口の多い順から少ない順に並べ、都市人口の中の白系ロシア人の割合が分かるように他の民族数を表記した。

表1. 首都及び各省城総人口（1936年12月末現在）

	総人口	白系ロシア人	ソ連国籍者	本国人「満人」 (満州族、漢族を含む)	日本人		その他外国人
					内地人	朝鮮人	
奉天	536,292	925	51	451,375	73,828	9,732	381
ハルビン	464,812	27,992	6,561	388,658	32,472	6,679	2,450
新京	305,578	724	19	239,748	58,407	6,620	60
安東	167,176	22	-	135,891	15,665	15,561	37
吉林	127,501	66	-	115,297	9,971	2,143	24
撫順	100,365	18	-	72,453	23,290	4,597	-
齊齊哈爾	94,676	324	-	86,840	6,924	551	37
錦州	88,468	10	-	80,831	7,001	624	2
佳木斯	39,090	40	-	36,828	1,780	438	4
鞍山	37,556	不明	不明	18,930	17,931	660	不明
承德(熱河)	33,694	4	-	29,793	3,233	657	7
延吉	29,960	11	-	14,275	1,902	13,741	31
海拉爾	20,111	2,727	261	14,445	2,492	171	15
黒河	12,407	220	11	10,800	1,232	141	3
満洲里	6,882	1,316	409	4,131	912	76	38
合計	2,064,568	34,399	7,312	1,700,295	257,040	62,391	3,089

出所：『民政部調査月報』民政部総務同資料科、康德四年、2巻5号、104～106頁。

この表1から、1936年12月末の段階で満洲国の主要都市に住む白系ロシア人の人口は、ハルビンのそれが最も多かったことが分かる。

また表1によれば、国際都市の彩色が濃厚であったハルビンにあって、西洋人の中でも人数が多かったのは白系ロシア人とソ連国籍者であった。このことは満洲国建国後に関東軍情報部がハルビンに日本特務機関を設置した要因の一つであったと考える。つまり、ソ連人については、満洲国内に共産主義が普及することを防止する目的で、白系ロシア人については、ソ連に呼応するスパイ（通報者）が出てくることを防止し、また日満ソの三ヶ国間の外交関係に影響する反ソ的な政治活動を行う白系ロシア人団体を管理し、さらには白系ロシア人の思想を管理し、日満当局の政策に対する不満を管理して満洲国の治安を維持するという目的で、監視が続けられたと思われるのである。

次に、全国白系ロシア人人口の約4割を占めたハルビンの特性と白系ロシア人の状況を確認したい。

1.2.3 ハルビンの特性：国際化と経済

ここでは、白系ロシア人人口が集中していたハルビンについて簡単に紹介し、ハルビンのインフラスト

ラクチャや知的空間を確認したい。なぜ、白系ロシア人はハルビンでの居住にこだわっていたのかを理解するためである。

1900～20年代における中東鉄道附属地の林業と鉱業（東線：扎賚諾爾炭坑、西線：穆稜炭坑）以外、北滿地方では全体的に鉱物蓄積の研究が不十分であったため、ほとんど未開発状態であった。そのため、南滿洲に比べると、北滿州では重鉱業が発展していなかった。その結果、北滿地方は農業を中心に経済発展をしている地域として満洲国時代に入った。こうした農業に基づく経済の色合いが濃い地域の中にある大都市のハルビンは国内・国際貿易、生産企業のある金融が集まる中枢となった。「東のモスクワ」と呼ばれたハルビンの拡大化に連れて、1910～20年代にハルビンにロシア系、中国系、日本系、アメリカ系、フランス系、イギリス系などのヒト（移民）とカネ（資金）を引っ張り、ハルビンの経済発展をもたらした。このような国際的ハルビンを満洲国が受け継いだ。

1934年12月現在にハルビンでは、外国の総領事館（総領事館・領事館・代表公館を含めて）の16ヶ国が働いていた²⁴。外国資金の銀行も営業していた。

ハルビンは、陸横断鉄道系統として国際的に重要な意義を持っていた。満洲国建国後に旅行・ビジネス・移住などの目的で満洲国へ入国する外国人が多かった²⁵。

このような外国人の流動性は、満洲国建国直後に国内情勢と日満当局政策が国際社会から注目を浴びていた。満洲国を承認していない国々でも、満洲国に領事館と外国資金のある会社を持ち、新国家の情勢に関する情報収集を行い、それを国際社会に新聞や外務省扱いのみの書類などを通して知らせた。この事実は、満洲国国内外の新国家のイメージ作りに大きく影響をしていたと考える。日満当局がポスター・新聞・雑誌・旅行案内などの中に日本語・中国語・露語・英語で宣伝していた王道政治・王道楽道・五族協和・民族協和を実現した多民族を含む新国家は国際社会の前だけではなく、開拓団を含む在満日本人や日本国内人民の前に大きな責任を抱かせた。つまり、満洲国建国を含めて、東アジアを列挙の勢力から解放する日本の政策は間違えていないことを証明しなければならなかった。

ハルビンは「北滿経済の心臓」とも呼ばれていた²⁶。満洲国建国後、1933年にハルビンは北滿産業の基幹であった。ハルビン市内に7種類の各工業（紡織工業192、金属工業53、機械器具工業99、窯業147、化学工業88、食料品114、電気業1）があった²⁷。松江河に作られた港は貿易や造船業を進めさせた。他に、事業でサービス業（ホテル、デパート、美容室など）、多数の中国語出版所以外にヨーロッパ語出版所（16）もあった²⁸。

24 防衛省防衛研究所 森川史料「哈爾濱特別市全図 康德二年一月」（アジア歴史資料センター JACAR C14021108800）。この地図によれば、1935年現在、ハルビン市内に次の領事館があった。英国総領事館（イギリス）、美国総領事館（アメリカ）、ソ連総領事館（ソ連）、捷克総領事館（チェコ）、德国総領事館（ドイツ）、意国総領事館（イタリア）、法国総領事館（フランス）、白比時領事館（ベルギー）、丹麥領事館（デンマーク）、葡萄牙領事館（ポルトガル）、和蘭領事館（オランダ）、拉托維亞領事館（ラトビア）、愛斯托ニア代表公館（エストニア）、利陶宛代表公館（リトアニア）、波蘭代表公館（ポーランド）、日本総領事館。

25 神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 人種問題（2-113）大阪時事新報 1934.6.23（昭和9）「満洲入外国人 一年約一万人」題名。この統計には日本人及び朝鮮人が入っていない。1934年6月末、満洲国外交部は1933年5月～1934年6月の間に1年間で満洲国へ入国した外国人数は7,411名であった。また、国籍別でみると、1934年5月中の入国した外国人（767人）の中に、白系ロシア人（272人）、米人（108人）、イギリス人（103人）、ソ連人（79人）、ドイツ人（68人）、ポーランド人（27人）、フランス人（27人）、オランダ人（13人）、デンマーク人（11人）、スイス人（11人）、ハンガリー人（9人）、リトニア人（8人）、スウェーデン人（7人）、ギリシア人（5人）、ノールヴェイ人（4人）、チェッ人（3人）、ブラジル人（2人）、ベルギー人（2人）が入っていた。その中に、満洲国を経由にする者がいれば、ビジネスなどの関係で入出国する者もいた。

26 『満洲国概覽』國務院總務廳情報處、新京、康德元年十月一日発行、118頁。図書は、「満洲国事情を遍く江湖に紹介する目的を以て編纂したもの」で、図書の中の統計数字について、政府は國務院統計處による最近のものであると記入している。

27 防衛省防衛研究所 陸軍省「哈爾濱特別市公署総務処調査股編康德二年一月」（アジア歴史資料センター JACAR C14021108800）。

28 Вестник Маньчжурии, 1933, № 11 (14-15), с.157-163.

ハルビン市公署によれば、1933年に市税を払っている工業・企業・店舗数は1,133に上っていた。その内訳は、中国人経営682、ロシア人経営（ソ連国籍者と白系ロシア人を含めて）309、日本人経営83、その他の外国人経営（イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、ポーランドなど）59であった²⁹。

日常用品を販売する店から大きなデパートまで、安いホテルから高級ホテルと日本旅館まで、ヨーロッパと東洋の薬局、病院、各民族の劇場、音楽、ヨーロッパ・中国・日本などの国際料理を味わえるレストラン・飲食店、各民族が持っている出版社、発行する母語の新聞・雑誌、様々な宗教を代表する教会（ロシア正教・カソリック、ユダヤ教、イスラム教）、神道の神社、仏教の寺、中国人の宗教の寺まで、各民族学校はハルビンにあった。

ロシア人街、中国人街、日本人街など西洋文化と東洋文化が出会える空間となった。

こうした異文化空間が満洲国建国前に形成された。この異文化の相違が濃い空間では、それぞれの民族が祝う祭りを見ることができた。こうして、ハルビンに住む人たちは異文化を観察しながら、自らの文化を大切に保持していた。1920年代のこうした共存の成功の秘密は、それぞれの民族は互いの文化空間への不干渉であったと考える。政治上では、中東鉄道の営業権の問題でソ連と中華民国政権の間に1929年のように紛争が起こっていたが、文化的な問題とは違う問題である。特に、白系ロシア人の回想録や新聞紙・雑誌によると、中国人はロシア文化界向けに、お正月・宗教的祭りなどを、中国人がビジネスチャンスと考え、ロシア人が好むものを西暦正月の祝い後に販売していた。また中国の新年の祝いを報道する新聞は、中国文化を説明しながら、ハルビン住民が皆外で行われる中国人の祭りを観察していた。白系ロシア人の宗教的なイベント・祭り（特に、松江河辺で毎年真冬の1月19日（新暦）に行われた寒水泳）を観察する人は数万人まで上ることもあり、中国人や日本人も若干いた。中国人商人は、白系ロシア人の祭りや祝いと別に、日常においても白系ロシア人が好む食材料を歩きまわる販売方法で、野菜などをそれぞれの家庭へ持っていた。そこで驚くのは、中国人は販売に必要なロシア語を覚えて、中国語ができないロシア人（ソ連国籍者と白系ロシア人と区別しなかったと考える）とロシア語で話をしていて、日本人と隣に住む白系ロシア人もいたし、日本人のお店で働くものもいた。

ロシア系住民についていえばハルビンにおける形成された知的空間とは、豊富な教育機関のものであった。アイデンティティーを育つ民族的な一般学校から始め、ロシア語能力のある多民族の就職を保証する専門・高等教育機関の数も多かった。そこで働く教員と教授は、分野の各学問別に研究協会設立・機関紙発行・満洲への調査旅行・研究所における北満を中心に学問を進めていた（研究は満洲資源・自然、東洋民族文化・東洋民族言語、当時の満洲経済と問題など）。1920年代ロシアから亡命した大学の教授は200名まで上っていた。彼らのイニシアチブがあったからこそ、1920年代頭にハルビンにおける次の高等教育機関が設立されるようになった。1）鉄道と附属施設へのロシア語系人材補給、2）ロシア人人口の増加・青少年の増加に必要な教育機関設立。しかし、こうした教育機関は中東鉄道の経営権を握っていたソ連側が1920年代末の政治的な原因がもつて、白系ロシア人青少年の学校への受け入れを拒否することになり、在学中の白系ロシア人だけは卒業できた。他方、白系ロシア人教員が解職される事例もあった。

白系ロシア人を対象としたロシア語で学習できる教育施設は、全国において公立学校（小・中・専門学校）14校、私立学校（小・中・専門・職業・商業学校、学習塾、大学等）約60校であった（少数民族学校は別）³⁰。

ハルビンで発行された人気のある露文のグラフ雑誌『ルバージРубеж』は、1938年1月にハルビンにおけるロシア人街生活について「まるでロシア…ロシアの亡命社会はロシア革命勃発前の古いロシアの伝統

29 Вестник Маньчжурии, 1933, № 11 (14-15), с.157-163.

30 嶋田道彌『満洲国教育史』文教社、大連、1935年、819～824頁。

と生活スタイルを保持してきた」と書いた³¹。

ある意味では、1920年代にハルビンで実現された諸民族の共存・共栄の空間は多民族国家の実現が可能なミニバージョンとしてアピールするようなイメージを作った。日満当局に白系ロシア人を国民として受け入れる思想にも影響を与えたのではないかと考える。

ハルビンにおける白系ロシア人人口の半分は就職が不安定だったにも拘わらず、ハルビンでの居住にこだわった理由が明らかであろう。大都市での仕事のチャンスと文化的・知的空間が白系ロシア人による居住地の選択肢に大きく影響していたと考える。

1.2.4 ハルビンの白系ロシア人の経済状況：職業・事業・月収・生計・貧民

ここでは、白系ロシア人の経済状況を確認する。農村住民と大都市ハルビンにおける白系ロシア人の生活レベルは異なっていた。

白系露人事務局で登録された白系ロシア人の各団体・組合の中に、満洲国全国の白系ロシア人の各事業が22種類（事業別組合）に区分されている³²（鉱業などの中企業を除く）。その内、ロシアペーカリー・菓子製造組合、チョコレート菓子工場組合、ワイン・食料品店組合、料理人組合、ピロシキ作り組合、レストラン持ち主組合、ホテル持ち主組合、ヨーロッパ式公衆入浴場持ち主組合、ウオッカ製造工場持ち主連盟、ワイン製造工場持ち主組合、ヨーロッパホテル持ち主組合、寮持ち主組合、食堂持ち主組合、家主組合、ロシア人記者組合、交通事業組合、薬剤師組合、ヨーロッパ風美容室主組合、松江河航行ロシア協会、公衆入浴場主組合などである³³。白系露人事務局に登録した白系ロシア人の事業家の名簿によれば、523名が登録されている³⁴。

しかし、1930年代後半に白系ロシア人の事業の規模は小さく、小企業がほとんどであった。

多数の白系ロシア人の家庭は失業・無職、報酬の少ない仕事のため、貧しい生活を送っていた。生活に必要であった食費、居住費、光熱費、被服費等の生活必需品費の他、授業料の支払いが困難であった。

ここではハルビンにおける白系ロシア人状況を確認していきたい。まず、職業別で見たい（表2）³⁵。

表2から、ハルビン在住の白系ロシア人の職業類は様々であったことが分かる。

民政部は、職業のある白系ロシア人を三つ（鉄道従業員、商工業従業員と各種部門従業員）に区分し、無職・失業者の白系ロシア人を含めて男女別に独身と世帯者、年齢別、月収の統計を収集した（表3, 4, 5）。

上記の人口統計を性別及び年齢別で以下の表4で確認できる。

このように、ハルビンに住む白系ロシア人は18歳～60歳の人々が多く、その中には労働能力のある年齢ほとんどであったことが分かる。

白系ロシア人就職者の月収を確認するのは表5である。以下の統計は『民政部調査月報』によるものであるが、この月収のデータは白系露人事務局へ登録した白系ロシア人が加入申込書に記したものであ

31 Рубеж 1938, №1. 「ルベージ」誌はハルビンに1926年創刊されたロシア語話者向けの白系ユダヤ人経営者の週刊グラフ雑誌であった。満州・満洲国国内事情や白系ロシア人生活、全世界に分散されている白系ロシア人の状況を紹介する写真と解説記事を掲載。満洲国内外（日本、朝鮮、アメリカ、ヨーロッパ）で購読されていた。

32 ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.127.Л.70.

33 Там же.

34 ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.226.Л.1-24.

35 1920年代後半以降に多数の失業者が出た原因は、中東鉄道（当時は東支鉄道）の白系ロシア人従業員大量整理（1924年9月奉天協定調印以降）、世界的不況、営業不振、白系ロシア人に対する中国旧政権の不当課税などであったと記されている。国立国会図書館保管「北鐵譲渡後に於ける在哈露人一般動態に關する調査」『民政部調査月報』康徳四年、2巻6号、81～90頁。

表2. ハルビン警察庁各警察別白系ロシア人職業別動態調査表（抜粋）（1936年）

男女別 \ 職業別	男	女	計
農 業	69	19	88
畜 産	552	245	797
林 業	24	0	24
水 産	29	0	29
鉱 業	4	0	4
工 業	2,657	1,236	3,893
商 業	2,181	1,144	3,325
交 通 業	598	287	885
官 公 吏	78	1	79
官 公 備 員	108	64	172
軍 人	9	0	9
法 務	19	1	20
教 員	254	152	406
宗 教	82	89	171
医 業	130	134	264
文 芸	90	46	136
自 由 業	473	523	996
家 務	1,725	5,395	7,120
差役及工人	1,504	243	1,747
無 及 失 業	2,442	1,796	4,238
学 業	2,206	2,419	4,625
其 他	1,221	3,222	4,443
計	16,455	17,016	33,471

出所：『民政部調査月報』民政部総務同資料科，康德四年，2巻6号，90頁。

筆者注）：この表の総計人口はハルビン人口の数字と異なる（1月と12月しかない）。1936年中にハルビンを3,000人の白系ロシア人が離れたか、一部は死亡、一部は工事・開拓団としてハルビンを出たのか、満洲国を出たのかは不明である。

表3. ハルビン白系露人事務局加入申込書による独身者及び世帯別表（1935年12月末現在）

		独身者	世帯者	不明	計
鉄道従業員	男	71	562	20	673
	女	10	29	0	39
	計	181	591	20	711
商工業従業員	男	347	1,295	5	1,647
	女	144	124	2	321
	計	491	1,419	7	1,968
其他各種部門 従業員	男	1,189	3,795	0	4,984
	女	1,474	1,064	49	2,587
	計	2,663	4,859	49	7,571
就業者計	男	1,627	5,652	25	7,304
	女	1,628	1,268	51	2,947
	計	3,255	6,920	76	10,251
無職及失業者	男	2,067	3,385	0	5,452
	女	3,273	3,536	14	6,823
	計	5,340	6,921	14	12,275
就職者無職者 及失業者総計	男	3,694	9,037	25	12,756
	女	4,901	4,804	65	9,770
	計	8,595	13,841	90	22,526

出所：『民政部調査月報』民政部総務同資料科，康德四年，2巻6号，98頁。

表4. ハルビン白系露人事務局加入申込書による性別及び年齢別表（1935年12月末現在）

年齢別 \ 男女別	男	女	計
17歳以下	128	121	249
18歳乃至21歳	817	708	1,525
22歳乃至25歳	936	821	1,752
26歳乃至30歳	935	937	1,869
31歳乃至35歳	1,056	1,132	2,188
36歳乃至40歳	1,753	1,322	3,075
41歳乃至45歳	1,669	1,112	2,781
46歳乃至50歳	1,448	1,048	2,496
51歳乃至60歳	2,300	1,267	3,567
61歳乃至65歳	586	341	927
66歳乃至70歳	304	136	440
71歳乃至75歳	132	86	218
76歳乃至80歳	72	70	142
81歳以上	20	27	47
不明	600	645	1,245
計	12,756	9,770	22,526

出所：『民政部調査月報』民政部総務同資料科，康德四年，2巻6号，99頁。

筆者注）女性の合計は9,710であるが，資料では9,770となっている。

筆者注）22歳乃至25歳の合計は1,757であるが，資料では1,752となっている。

筆者注）26歳乃至30歳の合計は1,872であるが，資料では1,869となっている。

筆者注）全体の合計は22,521であるが，資料では22,562となっている。

表5. 白系ロシア人職業別による月収動態表（1935年12月末現在）

	鉄道 従業員 月収	商工業 従業員 月収	其他各種部門 従業員 収入	総計
20円以下	47	193	1,398	1,638
21円乃至30円	276	251	1,290	1,817
31円乃至40円	86	247	841	1,174
41円乃至50円	56	194	662	912
51円乃至60円	72	157	428	657
61円乃至70円	40	104	202	346
71円乃至80円	25	124	215	364
81円乃至100円	35	160	247	442
101円乃至125円	17	66	74	157
126円乃至150円	8	74	103	185
151円乃至175円	6	18	19	43
176円乃至200円	6	20	38	64
201円以上	12	45	72	129
不明	26	315	1,982	2,323
計	712	1,968	7,571	10,251
収入平均額	24.00円 ～64.76円	30.20円 ～70.54円	23.72円 ～58.22円	25.90円 ～64.81円

出所：『民政部調査月報』民政部総務同資料科，康德四年，2巻6号，100頁。

る³⁶。

同じ職種・同じ職位の日本人労働者と白系ロシア人労働者の間には給料の格差が見られた。白系ロシア人労働者の月収は日本人労働者の月収の三分の一から四分の一であった（1937年現在）³⁷。このことから、民族協和を標榜する満洲国において経済面での民族差別問題が存在していたことが言える。

以下の表6、7では、1930年代半ばにおけるハルビンの白系ロシア人生計状態が紹介されている。夫婦子供二人計四人一世帯に対する「生理學上必要な營養分をも考慮して作成」されたものである。民政部は白系ロシア人の労働者・事務員・技術者について、「就中彼らの極貧者及日傭労働者の實生活は悲惨絶望」の状況であったと記録した。

満洲国期の各白系ロシア人の就職先を明確するためには、白系露人事務局fond保管個別登録アンケートを調査することが必要であり、これを次回の課題とする。

1930年代半ばにおける「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙の中に、結婚しない20歳代白系ロシア人女性問題が取り上げられ、白系ロシア人男性が結婚しない理由（また外国人と結婚する理由）として、所得問題があった。つまり、困らない程度で大都市に一人暮らしできるには120～150国幣（円）が必要であるという女性の意見が述べられている³⁸。

表7は白系ロシア人の食事文化を紹介する一方、所得による食生活の差を明らかにする（夫婦子供二人計四人の世帯を対象）。

この表6、7は、就職者の月給に比べると、給料の半分は生計にかかっていたことを明らかにした。しかし、これは就職者10,251人の場合であり、無職・失業者はもっとお金が余ることなく、足りなかったため、白系ロシア人社会と白系露人事務局は慈善イベントを行っていた。お金を集めるため、また、一般学校の学費を減らしたり、削除したりしたので、白系ロシア人学校の多くは赤字に陥っていた。その理由で、白系ロシア人慈善事業や学校が満洲国政府に補助金を申請していた。

表6. 在ハルビン現住白系ロシア人の生計状態（抜粋）

生計費の総計						
項目	階級	労働者		事務員		技術者
		月平均		月平均		月平均
食費		月平均	25.98	月平均	34.53	月平均 48.97
炊事用燃料費		同	2.00	同	2.80	同 2.80
家賃		同	6.00	同	8.00	同 20.00
暖房費		同	4.45	同	4.45	同 6.20
灯火費		同	1.00	同	2.00	同 3.00
被服費		同	2.00	同	3.00	同 5.00
衛生及化粧費		同	0.81	同	2.61	同 8.29
図書及娯楽費		同	1.00	同	1.00	同 3.60
其他雑費		同	0.56	同	0.51	同 0.94
煙草代		同	1.20	同	1.20	同 1.20
計		同	45.00	同	60.10	同 100.00

出所：『民政部調査月報』民政部総務同資料科，康德四年，2巻6号，97頁。

36 本稿で出てくる満洲国通貨はロシア語の資料では中国語読みで「国幣（ごびгоби）」と呼ばれたため、そのまま訳すことにした。その一方、日本語の資料に出てくる「円」は資料のまま引用することにした。

37 ГАРФ.Ф.5851.Оп.1.Д.6.Л.17-18. 白系ロシア人と日本人の月収の差別について、1937年5月14日付で在プラハ市白系ロシア人教育家委員会宛に送られたある在ハルビン白系ロシア人中学校校長の報告書に掲載。報告書の中には、「検閲を考慮し、この報告書を上海経由で送付する。この報告書は新聞雑誌に掲載しないことを依頼する」と記されている。いわゆる密書であったと言えよう。満洲国における発言の自由の制約の事例の一つであろう。

38 Харбинское время, №83 (1563) 28 марта 1936, с.7.

表7. 在ハルビン現住白系ロシア人の生計状態（1937年前半現在）

品名	食 費								
	労働者			事務員			技術者		
	数量	単価	総額	数量	単価	総額	数量	単価	総額
パン	100フント	6分	6.00円	100フント	6分	6.00円	100フント	6分	6.00円
メリケンコ	-	-	-	10フント	10	1.00	10フント	10	1.00
裸麦	20フント	8	1.60	20フント	10	2.00	30フント	10	3.00
卵	50個	10個に付25	1.25	50本	10個に付25	1.25	100本	10個に付25	2.50
牛乳	30本	8	2.40	60本	8	4.80	60本	8	4.80
乾酪	-	-	-	-	-	-	2フント	70	1.40
凝乳	-	-	-	10フント	5	0.50	10フント	5	0.50
酸クリーム	-	-	-	1フント	40	0.40	2フント	40	0.80
チーズ	-	-	-	-	-	-	2フント	40	0.80
脂肪	5フント	30	1.50	6フント	30	1.80	10フント	30	3.00
豆油	10フント	20	2.00	10フント	20	2.00	10フント	20	2.00
野菜	60フント	4	2.40	80フント	4	3.20	80フント	4	3.20
牛肉	30フント	22	6.60	40フント	22	8.80	40フント	22	8.80
魚	-	-	-	-	-	-	10フント	10	1.00
ソーセイヂ	-	-	-	-	-	-	2フント	32	0.64
缶詰類	-	-	-	-	-	-	2缶	30	0.60
食塩	3フント	11	0.33	3フント	11	0.33	3フント	11	0.33
茶	1フント	80	0.80	1フント	80	0.80	1フント	1.00	1.00
果物	-	-	-	-	-	-	10フント	15	1.50
果実	-	-	-	-	-	-	10フント	10	1.00
コーヒ	-	-	-	-	-	-	5フント	180	0.90
ココア	-	-	-	-	-	-	5フント	180	0.90
砂糖	10フント	11	1.10	15フント	11	1.65	30フント	11	3.30
計	-	-	25.98	-	-	34.53	-	-	48.97

出所：『民政部調査月報』民政部総務同資料科，康德四年，2巻6号，92～93頁。

筆者注1）：1フントは現在の単位換算で0.4095kgである。

筆者注2）：食品名は資料からの引用である。

貧民

ハルビンには無職・失業者白系ロシア人が12,000人以上おり，貧困に陥るものも多かったが，貧民と異なっていた。無職・失業者はそれが正規雇用されていない，日雇いがあった。日雇い謝金は一日1.50国幣から，運転手は一日2.30国幣であった。

ハルビン人口の貧民調査を発表した民政部によると，ハルビンの貧民は満人，白系ロシア人，朝鮮人，ソ連国籍者であった。民政部はこの貧民住民6,407人（1,245戸）の内，国籍別では満人96%（中東鉄道敷設・ハルビン建設，工事停止後に苦力・労働者。都市周囲で農業。市場の品物を運送・配達する者），白系ロシア人2%（約128人），朝鮮人1%，ソ連国籍者1%であったと記録している³⁹。この下層階級者は無職・失業で日雇いなどで生活の維持を何とかできる者と異なり，本当に悲惨な生活を送っており，貧困救済所で宿泊・食事，服などの救済金の募集で白系ロシア人はイベントを行う，救済金を収集していた。

1936年，ハルビンにおける白系ロシア人の各種社会事業（救済所，病院，収容所など）が13団体であり，

39 『民政部調査月報』民政部総務同資料科，康德三年，1巻11号，65，69頁。

貧民だけではなく、所得が低い白系ロシア人に救済事業を行っていた⁴⁰。

このようにハルビンに住む白系ロシア人人口の半分は無職や低賃金で、不安定生活を送っており、青少年数は4,000人以上だったから、長年者は青少年の将来の生活を安定化させるために、満洲国政府に救済を請願することになった大きな原因となったことが明らかである。

ハルビンに無職者（学校卒業後就職できないものを含む）が多く、失業が問題であったが、お金があるものは満洲国外へ移住、お金のない者は開拓団、でも大多数の人は大都会に残るように頑張っていた。彼らは、日雇いの仕事を毎日見つける可能性があったからである。

満洲国出国・入国希望者：失業問題

若い国家である満洲国では、白系ロシア人技術者は日系企業、満鉄グループで働くことが少なくなかったが、それは熟練した年配者に限られることと、一つの事業所につき技師は若干名であることに留意したい。白系ロシア人の若い技師は、満洲国での就職が難しい事例を挙げる。1936年5月半ば、満鉄の食堂車で働く若い白系ロシア人技師3名（月収30国幣）に対して、ハルビン工業大学の白系ロシア人教授（技師）は建設ブームであるソ連での就職を薦めたこともあった⁴¹。1936年ハルビンにある高等教育機関を卒業した白系ロシア人青年は就職困難問題があったため、白系ロシア人青年数名がソ連へ帰化する決意をし、在ハルビンソ連領事館にてソ連国籍パスポートを申請した後、ソ連へ帰国した。ハルビン市警察は彼らの親元を調査し、育て方の不備を詰問し、親をブラックリストに載せた事実もあった⁴²。

白系ロシア人青年の他、ソ連への帰国を決意した白系ロシア人長年者もいた。白系露人事務局に登録された「ロシア交通協会Общество Русский транспорт」という組織は、ハルビンにある数百人の白系ロシア人運転手を連合する組織で、その運転手は元白衛軍人であり、その内70%は将校であった。1936年7月に反ソ連的な彼らの内、白系ロシア人100名が在ハルビンソ連領事館へソ連国籍取得を申請し、ソ連へ帰国する許可をもらった⁴³。「このような多人数がすぐにそちら〔筆者：ソ連〕側へ国籍を移したことは示威的な行動であり、現地〔筆者：ハルビン〕の現実に反発することを示すものである」⁴⁴。この行動はハルビンでの失業問題が一つの原因であった。ソ連への帰国を希望する白系ロシア人は満洲国の警察に逮捕されるケースもあったため、ソ連国境へ直接向かわずに上海を経由して帰国したこともあった⁴⁵。

ソ連へ帰国せず、中華民国、アメリカ合衆国などへの白系ロシア人の移動が記録されている。白系ロシア人青年の場合、中学校卒の者は高等教育を満洲国外で受ける。

その一方、満洲国の体験のない白系ロシア人は満洲国民族協和社会を魅力的に想像しており、満洲国への移住の希望を表した。

1930年代半ば、ヨーロッパ、特にフランスなどへ移民した白系ロシア人の経済状況がより困難な状況に陥っていた。これは、世界恐慌の余波に襲われたヨーロッパ諸国では外国人や移民に対する就業制限が激しくなったからである。白系ロシア人も当然制限を受けた結果、失業問題がより深刻化したことについてパリ発行の露文『Иллюстрированная Россия ロシアグラフ』が報道した⁴⁶。この問題について『ルベージ』誌も報道しており、フランスで白系ロシア人により1920年代に設立された在パリエミгранト委員会が在フランス白系ロシア人の利害を保護する活動をしており、特に1935年にピークとなった白系ロシア人

40 『民政部調査月報』民政部総務同資料科、康德四年、2巻6号、103～104頁。

41 ГАХК.Ф.830.Оп.3.Д.3697.Л.23.

42 РГВА.Ф.308к.Оп.3.Д340.Л.81.

43 РГВА.Ф.308к.Оп.19.Д47.Л.100-101.

44 Там же.

45 РГВА.Ф.308к.Оп.3.Д.40.Л.95.

46 Иллюстрированная Россия, № 1 (503) январь 1935, с.14.

の追放問題と解雇問題について国際連盟の援助の下フランスの政府関係機関と折衝を行っていた⁴⁷。フランスでもよく知られていた露文の日刊『ハルビンスコエ・ウレーミヤ』紙と露文のグラフ雑誌週刊の『ルベージ』誌が宣伝した満洲国が白系ロシア人に魅力的に見えたため、満洲国への移住を希望する白系ロシア人が出てきた。彼らはフランスに満洲国の大使館などがなかったため、在パリ日本大使館に満洲国への移住可能性について日本人書記官に問い合わせた。そのインタビューは、「満洲国への移住は可能なのか *Возможно ли переселение в Манджу-Ко?*」という題名で1935年3月30日付の『ロシアグラフ』誌に掲載された⁴⁸。日本人書記官の答えをまとめると、次の通りである。満洲国は建国間もないものであり、産業も未発達のものである。また満人・漢人の労働者も多く、競争が激しい。したがって、白系ロシア人の就業可能性は皆無である。農作業や警備員として入国する白系ロシア人は個別に審査を受ける必要があり、しかも満洲国への入国は朝鮮国境にある税関のみで、その税関まで行かなければ入国の可否は分からないというものであった。つまり、フランスから満洲国への移住は不可能に近いという条件であったことが分かる。

1.2.5 満洲国当局による白系ロシア人救済政策：未開発地への移動政策

民族協和を標榜する満洲国当局は、現地に定住する白系ロシア人に対する救済政策を実施しなければならなくなった。満洲国当局による在ハルビン白系ロシア人無職者・失業者に対する解決案は未開発地への移動計画であった。その移動政策は、1934年から1945年の間に行われていた。こうした満洲国当局による対白系ロシア人移動政策を在満日本総領事館附属警察の機関紙『外事警察報』は、1933年に次のように推測した。「白系露人特にカザック及び農業の経験ある者を中心として満洲国の国境地方に農業移民せしめて之を屯田兵式にして国境の警備に利用する事で最も適切なる解決であると思はれる」⁴⁹。このように、農村への移動政策は元々農業経験のあるコサックなどの白系ロシア人を中心に、しかも国境の警備員とする目的で計画されたものであることが読み取れる。

その一方、ハルビンの白系ロシア人無職・失業者を農村へ移動させることによって、白系ロシア人による不満などを抑え、市内の治安維持（犯罪予防、失業デモを含む）にも関係していたと考える。

上記の『外事警察報』では、建設された間もない新国家では決して白系ロシア人問題は満洲国の中心問題ではないが、「満洲国は『五族協和』を標語として居り、少数民族に保護を与える事はソ連内の住民に相当大きな影響を与えるのである。他の急を要する工作を阻害しない範囲に於て白系露人の救済も相当重視せねばならぬ一問題である」と述べられた⁵⁰。このような日満当局による対白系ロシア人救済政策を実施する理由の一つとしては、ソ連国民に対する満洲国当局による五族協和社会の配慮をアピールするためであったと推測できる。

1934年10月5日発行の『ハルビンスコエ・ウレーミヤ』紙によれば、同年3月から満洲国当局齊齊哈爾省における半径200キロの土地を白系ロシア人による農作業のために貸与することにし、その土地開発の初期に預金200,000国幣を出資したと報道した⁵¹。

そこへ移住する家庭は500戸（2,000人）と計画されており、そのうち65%は元ザバイカル地方のコサックとアムール州のコサックにし、残りはシベリアからの農民として計画されていた。初期の補助金が枯渇したのち、1943年12月に特務機関長はハルビンの白系ロシア人実業家が満洲国で事業が継続可能な状況に

47 Рубеж, №28 июль 1935, с.3-4.

48 Иллюстрированная Россия, № 14 (516) 30 марта 1935, с.14.

49 国立公文書館保管 内務省警保局『外事警察報』昭和9年1月, №138, 73頁。

50 同上。

51 АВП РФ.Ф.1006.Оп.1.П.3.Д.28.

あるため、白系ロシア人に対して出捐を要請した。

この移動政策はハルビン在住白系ロシア人を対象にして、一部落当たり500戸の白系ロシア人（2,000人前後）を農村に移動させ、失業問題の解決を図るものであった。1934～45年間に特定未開発地（地方露語名：チョール Чол, 湯原 Тооген, リュート Лютю）へ移動した白系ロシア人統計（1945年1月現在）を調べると、移動人数計2,966人であった⁵²。それは、当局が計画した人数より半分以下であった。白系露人事務局の研究者であるアウリレーネによれば、戦時のハルビンにおける食料不足や失業問題が特に厳しい時でも、満洲国当局による対白系ロシア人移動政策は自給自足が可能な農村への移動も人気がなかった（1944年度移動人数は143人、1945年度57人）⁵³。

移動政策が計画通りに進まなかった理由は、農業経験のない都会の白系ロシア人がその対象であり、しかも満洲国当局は農業講習などを行わなかったためであると考えられる。白系ロシア人は、農村では自給自足以外に農業を事業とする提案を当局に提出していた。1938年後半に農業実習（商品作物栽培）を中心に国民高等学校（5年間）の設立案が提出された。その学校の目的は、農村部落に移動する卒業生青年は農業組合を設置し（畜産業、商品作物栽培、農機具の修理など）、三河地方と同じように各農業分野で生産できるような人材を育成することであった⁵⁴。しかし、満洲国当局はこうした白系ロシア人に対する農業教育に関心を持たなかったため、学校の設立は実現しなかった。白系ロシア人は白系露人事務局を通じて1939年、1942～43年にかけて短期農業講習の設置許可を請願したにも関わらず、許可が下りなかった⁵⁵。

上記から言えるのは、農業経験のない白系ロシア人に対する移動準備のための講習や対策を満洲国当局が行わなかったことである。

1.3 満洲国におけるロシア語の世界

満洲国は多民族国家であり、多言語国家でもあった。多母語の存在する多民族の間に民族協和の実現をするのに一苦労であったと考える。満洲国建国後に白系ロシア人に中国語ではなく、日本語学習が進められた。しかし、これは時間がかかるものであったため、それまでに満洲国当局はロシア語話者の存在に対する対応をしなげらなかつた。ロシア語は白系ロシア人社会の代表的な言語になっていた。その一方、ロシア語が非漢字言語であるという問題以外に、ソ連で使用される同じ言語であったことが白系ロシア人に大きな問題を及ぼしたと言える。以下に筆者の考えを紹介する。

満洲国行政機関・関東軍による対白系ロシア人政策方針に大きく影響していたのはロシア語であった（少数民族を含み、各民族母語の能力もあったが、白系ロシア人社会全体で言うところの90%以上の人たちは、ロシア語の読み・書き・聞き・話しができ、母語としていたからである）。その影響は、二つと考える。

一つ目は、満洲国と白系ロシア人社会との間の意思疎通の問題である。これは、東洋語と異なるロシア語の違いが生んだ困難さであった。まず、翻訳・通訳の緊要の重要性の増加、翻訳者不足、公文・教科書の翻訳にかかる時間問題である。次に、行政機関内にロシア語能力のある日系満系官吏の不足問題である。ハルビンにある地方行政機関に働く白系ロシア人公官吏、官公傭員は、日本語・中国語能力のあるものであったに違いない。

次に、日満系企業で日本語・中国語能力がないと、仕事に就けないという問題が存在していた。解決策は次であった。専門・高等教育機関でロシア語能力がある日本人に運営・管理者を任せ、日満系企業ではロシア人部門を設置し、担当者を白系ロシア人にし、作業中使用言語はロシア語にすることにした。

52 ГАХК.Ф.830.Оп.2.Д.32.Л.18.

53 Аурилене Е.Е., И.В.Потапова. Русские в Маньчжу-Ди-Го.Эмигрантское правительство. Хабаровск, 2004, с.56-57.

54 ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.228.Л.1-13.

55 ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.228.Л.31,66-67,77-78.

二つ目は、白系ロシア人とソ連人民が使用する言語が同じロシア語であったことと、日満当局がこの共通語のファクターに対して感じた白系ロシア人社会の中に生まれる共産主義の宣伝と普及をする人たち、あるいは満洲国内の治安を乱す活動に対する恐れである。(関東軍は、白系ロシア人を破壊行為、スパイ活動のためにソ連国内へ派遣された事実もあるが、派遣されていない一般人の場合、満洲国にとって恐れが生じた)。新国家のソ連国が使用したロシア語は、白系ロシア人が使っていた帝政ロシア時代のロシア語と大体同じものであった(1917年に改正されたロシア語新正字法、ブルジョア的な意味を含む言葉はマイナスイメージが付けられた)。ソ連は満洲国の隣国だっただけでなく、ソ連国満洲国内にも駐在していた。1935年半ばまで(中東鉄道売却前)にソ連国籍者人口は20,000人を超えていたので、鉄道経営権のある在満ソ連の勢力が大きかった。鉄道売却後、ソ連国籍者人口の9割が帰国したにも拘わらず、ハルビンにソ連外交機関があったためソ連国籍者人口は全国に子供を含めて6,000人を超えていた。在満ソ連国籍者は、関東軍に厳密に管理されていた。

特に、白系ロシア人の対ソ連の動静とそれが建国初期に日満当局とソ連との関係に及ぼしている影響、ソ連側の共産主義思想の普及とその防止、などを関東軍は管理しなければならなかった。国際社会が観察し、証明した巨大帝国ロシアを崩壊させた社会主義・共産主義思想は満洲国で禁止され、1930～45年代における在満駐ソ連の外交官の動静やソ連国籍者の動静まで管理されていた。ソ連国籍者一般市民が逮捕・尋問されたケースもあった。

ロシア正教派の白系ロシア人はソ連体制を受け入れず、1920年代からソ連体制と対ロシア皇帝に対する殺人犯罪を主張する一方、共産主義を批判し、反共産主義の宣伝や、皇帝殺害記念の祝日にデモを行い、一般教育においても反共産主義を強化し実施していた。こうした白系ロシア人の思想は日満当局の共産主義普及の防止政策と一致していたが、関東軍は白系ロシア人社会の中のスパイ調べ調査や白系露人事務局の設立後の各白系ロシア人登録アンケートにソ連国籍者との関係を尋ねられた。白系ロシア人と結婚した日本人もソ連通報者ではないかと疑われていた。

関東軍、満鉄社員などが東京やハルビン学院などでロシア語を学習しており、ロシア革命勃発前後にロシアへ留学しにいった日本人もいた。彼らはロシア語を中心に勉強していた。ハルビンにおける白系ロシア人が宗教的な祭り、反共産主義デモ、民族的な会議などのきっかけで数人から数千人以上集合する際、特務機関の代表者や警察の代表者も観察していた。こうしたイベントを実施するために、警察庁からの許可を取得するのが必須条件であった。こうした態度の目的は国内治安を保持することにあったと考える。

こんなロシア語の世界が存在する満洲国におけるロシア語読者向けに日系露文『ハルビンスコエ・ウレーミヤ』紙、満洲国通信社による露文『国通信』、1935年にハルビンで『露文満洲帝国法令輯覧 第一輯』(Сборник законов и распоряжений Маньчжу-Ди-Го на русском языке. Выпуск первый. Сост. М.Огуси. Харбин 1935)、1937年12月にハルビンでロシア語版民法法典、1938年にロシア語版の『学校令及学校規程』(Законоположения и правила о школах. Министерство Благополучия 5 года Кан-Да)などを日満当局資金で発行していた。

白系露人事務局によれば、1930年代後半における日口翻訳者が大きく不足していたため、日本語の書類の翻訳が間に合わない状況であった⁵⁶。

1930年代後半から満洲国当局は、『ハルビンスコエ・ウレーミヤ』紙を通じて、日本語学習の必要性を宣伝開始した。日本語能力は就職可能性を高めると当局が主張していた(日本語能力のある白系ロシア人は月収200国幣があった)⁵⁷。

56 ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.4.Л.201.

57 Харбинское время, №321 (2154) 28 ноября 1937, с.8.

以上、満洲国における白系ロシア人社会の状況と特異性を確認した。

次は白系ロシア人の利害を代表する白系露人事務局と満洲国当局による白系ロシア人社会とのネットワークを確認し、同事務局の存在意義を考えていきたい。

第2章 満洲国当局と白系ロシア人社会との連絡：白系露人事務局

2.1 白系露人事務局の存在意義

満洲国における白系ロシア人社会研究を行う際、白系露人事務局の活動を避けて通ることができない。なぜならば、白系露人事務局は白系ロシア人社会を個人・団体・組合などのレベルで全体的に把握しており、日満当局（満洲国行政機関と関東軍という意味で）に対する白系ロシア人の利害を代表する仲介機関になったからである⁵⁸。しかし、利害を代表し、保護できたのか、仲介者としての位置付けと役割は何であったか。

ここでは、満洲国の中央・地方行政機関と白系ロシア人社会との間にどのような形で連絡が行われていたか、白系露人事務局はその連絡にどのような位置付けを示したのか、その連絡から白系ロシア人社会の位置付けをどのように評価できるのかを明らかにしたい。

現在、白系露人事務局は内面的・外面的によく研究されてきた⁵⁹。研究課題として特に注目を浴びていたのは、白系露人事務局の設立過程、内部の組織とその活動、白系ロシア人社会への影響力とその社会との関係の複雑性、関東軍による同事務局の活動の制御とその目的という問題である。その結果、白系露人事務局の存在意義は日満当局と白系ロシア人との相互利用関係の産物であったと評価されてきた。

まず、関東軍にとって白系露人事務局の存在意義は何だったのか。

白系露人事務局と関東軍情報部（駐ハルビン日本特務機関）との密接な関係が明確にされた。関東軍は、同事務局を通じて白系ロシア人を対ソ連作戦準備・対ソ情報活動に利用する目的で白系露人事務局を設立し、実行していた。そのために、個人的・団体的・組織的に白系ロシア人社会全体を把握（統制・管理）するための白系露人事務局への義務的な登録制度を実践し、白系ロシア人の日常生活の細部に至るまでその管理下に置こうとした。このように、ハルビの特務機関は同事務局内部活動だけではなく、全国における白系ロシア人の生活・様々な活動を制御していた。この自治組織は白系ロシア人社会を代表しながら、特務機関に対抗する立場ではなかった。最終決定権は、特務機関が握っていたからである。

次に、白系ロシア人社会にとって白系露人事務局の存在意義は何だったのか。

実際には、白系露人事務局は関東軍に奨励されたこうした反ソ的な活動ばかりよりも他の活動の方が白系ロシア人社会の救済のために緊要であるとの認識を持っていた。そこから白系露人事務局の組織構造は多方面性が生まれた。白系露人事務局は、設立当初から白系ロシア人社会の経済的な生活の安定化を図ることを第一の課題にしたと言っても過言ではない。満洲国における白系ロシア人社会は如何に生活を続けていくのか。教育・就職・収入などの問題解決はどうするのか。少数民族として自己権利を守るための活動も、自己アイデンティティを保持する努力も必要と認識していた。また、関東軍に決められた白系ロシア人社会全体を代表機関として、満洲国政府・行政機関と白系ロシア人を結ぶ仲介組織として、白系露

58 『二〇世紀満洲歴史辞典』（2012）、407～408頁。

59 Аурилене Е.Е., Потапова И.В. Русские в Маньчжу-Ди-Го: «Эмигрантское правительство», Хабаровск, 2004. Дубаев М.Л. Бюро по делам российских эмигрантов в Маньчжурин. «Восточный архив» 2001, №6-7, с.54-62. 生田美智子「白系露人事務局：ハルビンにおける活動を中心に」『セーヴェル』2011年3月、5～20頁。中嶋毅「満洲国白系露人事務局の創設——一九三四～三五年」『ロシアと日本』成文社、2010年。藤原克美「白系露人事務局に経済機能と財政」『セーヴェル』25、2009年。アウリレネ・エレナ「満洲の政治システムにおける白系露人事務局—1932～1945年」『セーヴェル』25、2009年。

人事務局は自らを「行政機関」として公式に発表し、活発的に活動に取り組んだ。白系ロシア人社会の一部は、同事務局による義務的な個人・団体登録や言動の管理に対する不満に加え、彼らの権利擁護や世論の表出に対する同事務局の脆弱さや不信感が加わり、同事務局に対する評価を低く見積もっていた。しかし、その一方で、白系露人事務局の活動は結果として白系ロシア人社会を統合し、公的なレベルで自分たちの利益を代表し、その民族文化的な統一性を保証することができ、加えて白系ロシア人のために活動していた。

しかし、白系露人事務局と満洲国行政機関との連絡とその結果は先行研究では明確ではないと考える。以下に筆者の考えを述べていきたい。

満洲国における白系露人事務局の位置付けについて、先行研究は「自治組織」から満洲国行政機関の「補助組織」への改組問題に当たる。1943年11月、白系露人事務局は自治組織のステータスから満洲国行政機関の「補助組織」のレベルに変更され、関東軍司令部は白系ロシア人に対する指導体制を是正するため同事務局の指導体制を関東軍情報部（特務機関）から満洲国総務庁に移管した。こうした組織改編の結果、白系露人事務局の全組織が白系露人輔導委員会に改名され、中央機関として新しく設立された満洲国総務庁直轄省白系露人輔導委員会の指導監督下に置かれた。以前の白系露人事務局の職員は皆白系ロシア人であったが（日本特務機関顧問1名）、地方行政機関や大企業会社の日系代表者が白系ロシア人代表者と一緒に白系ロシア人社会を指導することになった。賓江省白系露人輔導委員会の委員長は省次長、委員には協和会賓江省事務長、ハルビン副市長、ハルビン警察副長、省及び市行政・経済各課長、満鉄支社長、満洲電電・電電会社各支社長などが任命された。第1章で述べたように、この行政機関と会社に白系ロシア人が働いていたことから、賓江省白系露人輔導委員会にその組織の日系職員が委員として任命された理由が分かる。満洲国の指導体制を移行させられたにもかかわらず、特務機関長が参与としてこの委員会を必要に応じて指導を続けていた。「自治組織」の時期も満洲国行政機関の「補助組織」の時期も両方は特務機関による参与と最終決定権があつて、白系露人事務局は自由な活動に制限があつた。白系ロシア人社会にとって、こうした組織改編は白系露人事務局のステータスを格下げたと結論付けた先行研究がある。それは白系ロシア人職員のみを中心に白系ロシア人社会の利害を優先に考慮し、活動していた白系露人事務局は白系露人輔導委員会に変わって、白系ロシア人社会問題に関するアドバイザーと満洲国行政を執行するような機関のステータスに変わったからだと考える。しかし、元特務機関所属者から見ると、この時期から白系ロシア人は初めて満洲国民として扱われるようになったという意見が述べられている⁶⁰。

組織改組の時期はアジア太平洋戦争の最中で、日本が負けている時期である。関東軍司令部によるこうした組織改組の必要性を及ぼした理由の一つは、満洲国は如何に白系ロシア人を国民として認め、その権利の拡大に努めているかを内外に表明するため、そして白系ロシア人に国民としての意識をより一層強めさせ、相応の国民の義務を負担させるためであったと考える。

このように、1943年末から満洲国における白系露人事務局（白系露人輔導委員会）の位置付けははっきりさせられたと言える。

しかし、白系露人事務局設立後から「補助組織」になるまで、1935年～43年代間に満洲国におけるこの「行政機関」の位置付けはどう理解すればいいのか。

関東軍や白系ロシア人にとって白系露人事務局の存在意義を確認できるが、満洲国にとって白系露人事務局の存在意義はあつたのか。この問題はまだ十分に明確になっていないと考える。このような疑問は、満洲国政府と白系露人事務局の政策の不一致から生まれた。本稿の筆者は、満洲国期の白系ロシア人教育問題、特に「新学制」という教育改革が白系ロシア人の教育制度へ与えた影響を研究してきた。「新学制」

60 西原征夫『全記録ハルビン特務機関』、1980年、211～212頁。

の最終的な狙いは改革実施4年後に全国における統一教育制度を作り、同じ学校に多民族が共通語の日本語で学習ができ、卒業後の職場で共通語として日本語能力は十分にある国民を作ることにあった。しかし、満洲国中央・地方部行政機関と白系ロシア人との仲介組織だった白系露人事務局は終戦までに白系ロシア人の独自の民族文化、言語・教育を保護する活動に全力を尽くしていた。その一方、満洲国政府は同事務局の課題と異なる白系ロシア人を国民として「満洲国文化作り」に引き込み、「新学制」を通じて、多民族を含む満洲国の独自形成の「新国民」を養成する政策を実施していた。つまり、白系露人事務局の活動は新国家の国民作りという課題ではなかった。白系ロシア人社会に対する救済方策と、反ソ的なイデオロギー宣伝を強化し、闘争の気運を作ることが白系露人事務局の第一課題であった。しかも、救済方策を様々な計画を立て、促進させようとしたのは同事務局の白系ロシア人職員と、同事務局に登録の義務付けられた白系ロシア人であった。白系露人事務局によるイデオロギー的な宣伝に関しては、それは関東軍が白系ロシア人各政治団体から選択したセミョーノフ派（ロシア領土で自治共和国を作る思想）とロシア・ファシスト派の白系ロシア人職員であった。

満洲国による国民思想作り、民族協和のイデオロギー作りを担当していたのは、満洲国協和会露人部であった。関東軍が承認した白系露人事務局は、直接的・間接的に満洲国国民思想作りの目的が義務付けられなかったのと、白系ロシア人職員自身も満洲国国民の精神を宣伝する課題を立てなかったことを注意しておきたい。

満洲国政府と白系露人事務局の両方に対する指導権を握っていた関東軍は、ソ連との将来の戦いに白系ロシア人を利用し、ソ連に侵攻した後に、彼らにロシア領土へ帰還する期待を強めていた。一方、言語・風俗が全く異なる白系ロシア人が「新学制」実施に引き込まれる直前に大きな反発をしたにも拘わらず、関東軍は満洲国政府の教育政策を支持したのはなぜであろうか。それは、関東軍は国際情勢の変化を注視し、攻撃の機会を窺っている間、満洲国政府による白系ロシア人を国民扱いする政策に対して黙認していたからと考える。こうした「黙認の時期」は太平洋戦争開始まで続き、満洲国政府は対白系ロシア人政策について関東軍からの干渉を受けることなく、白系ロシア人を多民族国家の国民作りに、そして国家の建設・経済発展に必要な人材として活用していたと考える。

次に、満洲国中央・地方行政機関による白系ロシア人政策とそのネットワークの中の白系露人事務局の位置付けを確認したい。

白系露人事務局の設立目的の一つは、白系ロシア人を統一するためであった。つまり、白系ロシア人社会は不統一であった。その不統一とは、白系ロシア人社会における複数の政治・軍事団体の存在と、将来のロシア体制に関する各団体の政治観の相違による政治的な分裂の意味である。しかし、1930年代半ばごろ各政治団体の成員数は数千人単位で数えるものではなく、場合によって数百人しか所属していなかった。政治観を統一しようとした白系露人事務局は自らの組織の設立モチーフが政治的なものであったことが明らかである。関東軍によって同事務局の指導者として選択された白系政治団体は白系ロシア人社会全体を把握することができることによって自らが白系ロシア人のリーダーという立場になることに喜んでいたに間違いはない。白系露人事務局に軍事部とイデオロギー部以外に移民・慈善・鉄道・法律などの部門があった。それは、各分野の白系ロシア人を登録手続きの他、白系露人事務局とつなげるためであったと考える。

しかし、関東軍により任命されたセミョーノフ派とロシア・ファシスト派の局長と部長を応援する白系ロシア人は限られていたことは、白系露人事務局への登録を避けようとした白系ロシア人が多く、設立直後に評判がよくなかったため、義務付けられた。設立直後、白系ロシア人社会にとって白系露人事務局の重要性を指すために、同事務局はまず職業安定所のように就職斡旋者として活動を活発に宣伝していた。

1935年中に白系露人事務局への義務付けられた登録が批判されていた。その批判は、新聞などの報道機

関ではなく、口伝えという形が多かった。白系露人事務局の活動や満洲国当局による政策を批判する白系ロシア人は逮捕されたり、追放されたりした。一つの事例として、1935年8月半ばに大学教授と元白衛軍将校の白系ロシア人7名が逮捕された事件は、『ハルビンスコエ・ウレーミヤ』紙のトップニュースになった⁶¹。逮捕された7名の内のほとんどが満洲国から追放された。この逮捕・追放が新聞紙で報道されたのは、他の白系ロシア人に対する警告の意味が込められていた。このように、白系ロシア人は満洲国での発言の自由に対する制約に直面した。

白系露人事務局の設立過程は不思議なものであったと考える。

まず、白系ロシア人社会はこうした機関の設立に必要性を表していたのかどうか。筆者は、白系ロシア人に必要だったのは異国における生活作りのための相談所と救済方策を行う組織であったと考える。こういう組織はハルビンにあった。1920年代から白系ロシア人により設立され、1945年まで活動していたハルビンロシア難民救済慈善会（Харбинский беженский комитет）のことである。この委員会は白系露人事務局の設立後に立場が下げられ、慈善事業が中心となった。

次に、白系露人事務局の設立予定は白系ロシア人社会に新聞・ラジオ・会議などで一切通知されていなかった。設立直後にできてしまった事実として特務機関により知らされた。

さらに、白系露人事務局は1943年末までに満洲国の行政機関に附属しなかった。満洲国中央・地方行政機関が1933年5月以降から全国で治安が定まった後、白系ロシア人社会を統制・管理する機関と組織を設ける試みは資料上に見当たらなかった。なぜ、満洲国政府はこうした機関を設立しなかったのか。それは、白系ロシア人に関する必要な事項・登録を別のルートで収集していたからだと考える。白系露人事務局は白系ロシア人社会を担当する機関を中央・地方行政機関のどちらかに1935年から位置付けるべきであったと考える。筆者は、白系露人事務局が満洲国行政機関に入れられなかったのは、関東軍の意図であったと考える。しかし、自治組織として公表された白系露人事務局の設立は白系ロシア人が自らの満洲国における位置付けのイメージを歪める影響をもたらした。同事務局の職員や登録しつつあった白系ロシア人は、満洲国社会から独立感という幻影を作ることにつながったと考える。しかし、満洲国政府は白系ロシア人を国民に引き込む政策を取った。こうした国民扱い政策は教育政策に現れた。特に、1937年の「新学制」導入準備の際、全国の教育制度を統一することに対して白系ロシア人社会は1年間続いていた不満を表し、自らの独自性を証明しようとし、満洲国国民への引き込みに対する不同意を表したと考える。

白系露人事務局の特徴は、特務機関が任命した局長は皆元白衛軍の将校だということである。日本の軍人とロシアの軍人との間のネットワークは、軍隊内では使用されるコミュニケーション文化であった。白系露人事務局もそうになっていた。特務機関が異文化の白系ロシア人将校を支配する有利な点は、目上と目下に対する命令、規律、議論のないコミュニケーション方法であった。

白系露人事務局設立直後の1935年1月～1936年12月までに全国における白系ロシア人個別登録が行われていた。

2.2 満洲国当局と白系露人事務局：二重行政問題

満洲国は、事務局設立前に白系ロシア人社会と直接ネットワークでコミュニケーションしていた。まず、白系ロシア人官吏を雇い、ロシア語版の『満洲国通信』紙、ロシア語版新聞を使用していた。同事務局設立後、1935年における事務局の白系ロシア人の救済事業のときの役割と活動は不十分であったため、評判が低い事務局は人気がなかった。満洲国と白系ロシア人社会の両側を事務局に引っ張って、事務局を通じてコミュニケーションさせたのは関東軍であったと考える。このように白系露人事務局は仲介機関になっ

61 АВП РФ.Ф.1006.Оп2.П.12.Д.17. Аурилене (2004), с.39-40.

たが、満洲国は白系ロシア人と直接ネットワークを続けていた。

満洲国行政機関と白系露人事務局による对白系ロシア人施策をどのように実施していたかを比較していきたい。

このように、満洲国は軍事部以外に白系露人事務局の白系ロシア人職員が把握しようとした事務は、白系露人事務局設立前後に満洲国行政機関が直接に白系ロシア人社会と連絡を取り行っていた。民政部は白系露人事務局を承認したのも、もちろん関東軍参謀部の指示の影響もあったと考えるが、同事務局設立の初期に満洲国中央・地方行政機関は白系露人事務局が積極的に登録事務に入り、白系ロシア人が使用するロシア語の関係で、白系ロシア人に関する情報収集は民政部にとって困難であったことから、せつかく設立される白系露人事務局に任せるのは合理的な方策であったと考える。しかし、白系露人事務局の職員は白系ロシア人社会に対する各分野を把握し、全面的に自治制度を作ると満洲国行政機関が推測しなかったと考える。ここでは、一つの事例を取り上げたい。建国後から白系ロシア人社会の慈善事業や白系ロシア人学校の管理権を持っていたのはハルビン市公署であった。つまり、慈善事業所への補助金提出、市立・公立学校の運営費提出、私立学校を含むすべての白系ロシア人学校の運営許可を下したのは市公署と警察署であった。1937年の「新学制」導入準備のために白系ロシア人学校を整理する際、市公署学部長オオガタは、白系露人事務局教育部長による同事務局附属白系ロシア人学校校長定例会の設置する予定について次のように答えた。近い内に市公署学部長は白系ロシア人学校校長定例会を設けるつもりで、白系露人事務局に同様な定例会を設けるのは全く無用であり、白系露人事務局の代表者をその定例会に入れることも必要がない旨示唆した。白系露人事務局側からの学校事業に関する願望があったら、オオガタ部長はこの機会に聞く旨を述べた。「学校の行政権は市公署のみの特権」と強調した。つまり、白系露人事務局は学校の運営費や行政をしていないのに、市公署と同様に学校の管理を使用とする動きは地方行政機関は認めなかった。それ以上、こうした動きは「二重行政」と強調され、学校の卒業証明書に白系露人事務局の代表者のサインを削除する指示をし、卒業試験に白系露人事務局の代表者の出席を禁止した。同事務所職員は1936年前半に白系露人事務局長に対して市公署学部長は白系露人事務局教育部の事業に対して好ましくない視点を持つ理由を理解しがたいと数回報告した。白系ロシア人学校への国家予算からの補助金の申請問題も同じようであった。日本特務機関は、白系ロシア人学校が補助金の申請を白系露人事務局を通じて提出するべきと同事務局教育部長に述べた。しかし、市公署は補助金の申請を直接に民政部宛に提出するように指令を公表した⁶²。この事例は、中央・行政機関は白系露人事務局が満洲国行政機関網に所属していなかったため、白系露人事務局の行政事業を当局に対する「二重行政」のものであると受け入れていたこと、白系露人事務局の位置付けと、白系ロシア人社会の位置付けを明らかにした。しかし、白系露人事務局長は同事務局の事業の妨げになることを日本特務機関に報告することによって、満洲国行政機関はやむを得ず白系露人事務局に統計収集の件以外に連絡を取らざるを得なくなったと考える。これは、1936年後半から民政部日視学官・市公署学部長が白系露人事務局学部長を訪ねるようになった原因と考える⁶³。例えば、1936年6月に白系露人事務局を訪ねる際、次の質問をした。生徒数、彼らの家庭経済状況、学校の制度と学校の要求、教員の質、教科書問題、白系露人事務局の願望まで尋ねられた。

満洲国駐劄特命全権大使（1936年3月～39年9月）として任命された関東軍司令官である植田謙吉も、白系露人事務局の設立と活動を批判していたと在ハルビンポーランド領事館が収集した情報に記されている⁶⁴。植田によれば、白系ロシア人の利害を代表するべき機関とは、白系露人事務局ではなく、満洲国在住の諸民族の親善を目的として設立された満洲国協和会が代表するべきであると強調し、白系ロシア人が

62 ГАРК.Ф.830.Оп.2.Д.16.Л.117-117об.

63 ГАРК.Ф.830.Оп.2.Д.18.Л.3.

64 РГВА.Ф.308к.Оп.19.Д.47.Л.51.

代表すべき他の組織は必要ないと言った。

上記から言えるのは、日満当局は民族協和の活動における白系露人事務局の無益を表した。

学校事業と同じように満洲国行政機関が管理していた事業と白系露人事務局が管理下に置こうとした事業を比較すると、協和会による宣伝と軍事事業以外に満洲国行政機関が把握しなかった分野はほとんどなかった。

満洲国はどのように白系ロシア人社会を管理していたかということを以下の表で白系露人事務局と対比する。

表8. 満洲国と白系露人事務局による白系ロシア人社会管理方法

満洲国側	施策・活動・事業	白系露人事務局側
警察署 (1932年～45年)	個別登録	1935年～45年
民政部 (1934年～45年)	移民	1935年～45年
民政部・ハルビン市公署 (補助金) (1932年～45年)	慈善	1935年9月～
協和会露人部 (1932年設立～45年)	情報	1934年～45年
財政部、各省・各市の所得税、事業税を取った建国後～45年	財政	民政部・ハルビン市公署による補助金を各部に分別、最終決定権：特務機関
満洲国の交通部・民政部・北満ハルビン鉄道局 (1935年4月～)	鉄道	1935年9月～45年 (登録)
	法律	1935年9月～45年
満洲国軍事部・満洲国帝国軍に所属せず (1932年～43年末まで)	軍事	1935年9月～45年 (1935年後半によく白系ロシア人人口の3割ぐらい登録済、中に軍事に経験のある、適用できる区別が明確になり、軍事訓練・宣伝把握範囲、軍事部が開始)、それまでに関東軍に働く将校がいた
民政部・賓江省公署・ハルビン市公署 (すべての学校を登録、非私立学校の運営費を出す、新しい学校を設立) (1932年～45年)	学校の管理 (設立・運営・閉鎖)	1935年～45年 (学校関係統計作成、附属学校設立、学校側の利害を特務機関・行政機関の前に代表するアプローチ)
各地の税務署 (建国後)	事業家	1934年～登録次第
・満洲国国通社発行の『国通』 1932年3月創刊 ・満鉄資金下の日系露文「ハルビンスコエ・ウレーミヤ」紙 1931年9月創刊	白系ロシア人社会との間のネットワーク作り	機関紙設立「エミгранトの声 Голос эмигрантов」 露語新聞 1938年創刊
白系ロシア人系官吏	白系ロシア人社会とネットワーク作り、連絡	同事務局の局長と職員 (主幹・幹部など)

白系露人事務局の局長を含む職員は人気率を上げるために、同事務局は政治的事業を中心に発表すると、人気が集まらないから、社会的事業に手を伸ばした。このように、設立間もない間に1935年に同事務局附属中学校、商科大学、図書館 (在庫53,000冊)、外来患者診療室などを設置した。

満洲国に対する期待は1935～36年において高まった。それは、白系露人事務局設立直後、自身の影響力を高めるために同事務局が開始した職業斡旋と、生活改善に中東鉄道譲渡がもたらす影響であった。特に1935年3月中東鉄道売却に伴うソ連勢力の満洲からの撤退による対白系ロシア人への差別からの解放、ソ連国籍者の帰国による鉄道附属事業への雇用機会増加などであった⁶⁵。

しかし、時間が経過しても、白系露人事務局を通じて就職した比率は無職者比率に比べると低いままであり、失業問題や低賃金問題は解決しないままであった。その原因は、日本語能力不足問題と白系ロシア

65 ГАРК.Ф.832.Он.1.Д.1.Л.12-14.

人は居住証明書を年ごとに更新しなければならない資格であったため、「外国人」扱いを受けていたためであったと考えられる。

白系露人事務局は、自治組織として白系ロシア人社会全体を把握するように関東軍の指示があった。その一方、登録を義務付けられた各分野の白系ロシア人は救済・利害保護方策の提案を色々提出し、白系露人事務局の活動範囲を広くした。この提案・計画の下で白系露人事務局局长が日本特務機関に実施許可を請願されたものの中に、不可のものもあれば、許可取得のものもあった。あくまでも、白系露人事務局による対白系ロシア人救済・生活向上の提案は関東軍が計画するものではなく、白系ロシア人のイニシアチブであった。これは、先行研究が結論付けるように、同事務局の活動は白系ロシア人社会内部の活動を中心に積極的に評価されている。しかし、本稿では明らかになるように、白系露人事務局は1937年の「新学制」導入の際、白系ロシア人社会を代表機関として弱い立場であった。

白系ロシア人が反対した教育機関の閉鎖と内部改組に同事務局は影響することができなかった。この意味では、満洲国当局や関東軍との間の仲介組織である白系露人事務局は、無力を見せた。

白系露人事務局は自治権の権利を持っているが、日本特務機関の最終決定権に依存度が強く、白系ロシア人の救済事業・擁護などの活動の自由は制限された。その結果、特に設立初期における白系露人事務局の存在は白系ロシア人社会だけではなく、満洲国行政機関も困らせたと考える。

満洲国における各白系ロシア人の登録制度は、満洲国行政機関（警察署）が実施したものと白系露人事務局の登録制度を比較すると、前者は情報を十分に把握しなかったのかということ、そのようなことはない。外国人として満洲国における居留や活動を許可されるための必要な事項をすべて警察署が把握していることが分かる。以下は、新京警察庁発行の外国人名簿（1939年作成）⁶⁶と白系露人事務局登録アンケートの中身を確認する。新京警察庁のものは、白系ロシア人は白系ロシア人が国内において移住する際、現地の警察省などに10日間以内で登録しなければならなかった。これは警察庁の外国人定住者の登録制度であったと考える。これは居留執照とは別の書類である。1930年代発行の居留執照は定住者の場合、1年間毎に再発給されなければならなかった（1940年代から外国人居留証明書に改名）。警察庁発行の外国人登録カードと白系露人事務局のアンケートの事項は大体同様のものであった（氏名、国籍、民族、現在所、前在所、出生地、居留年月、居留年月日、入国年月日、居留之目的、宗教、職業、資産、居留証明書発給番号及年月日、性質素行、同居の家族（妻・父・母・祖父・祖母など）経歴である。しかし、白系露人事務局の登録アンケート（全30項目）の違いは、白系ロシア人の政治的・軍事的歴に関する質問、ソ連国籍取得歴有無、政治的信念を把握するための六つの質問、軍事歴に関する六つの質問があることである。このアンケートは総務部用のアンケートであるが、登録部用の詳細なアンケート（全77事項）は別であり⁶⁷、ロシア革命勃発から現在までの政治的信念を確認する18項目、軍事歴に関する19項目が入っている。その中に特に目立つのは、ソ連政権に対する見方や満洲国における知り合いの調査（エミгранト、日本人、満洲人、ソ連国籍者、外国人の間の知り合い有無）。このような詳細な情報は関東軍の指示により収集されていた。

平時には、白系露人事務局を満洲国行政機関に所属させず、自治機関として活動を許可しながら、満洲国は白系ロシア人教育に対して自治権を与えない立場を取った。このような政府の立場は、特に新しい教育政策実施の時期に現れてきた。満洲国は、自治機関の白系露人事務局に白系ロシア人社会内部の整理全体を任せただけで、白系ロシア人に提供したこの自治体を表面的に受け入れた。つまり、満洲国政府が対白系ロシア人政策を自治機関に任せるのではなく、新国家が一方的に上から教育政策を押し付ける方針であった。白系露人事務局は自治機関の時期も、満洲国行政機関の補助機関の時期も、白系ロシア人教育を

66 ГАРК.Ф.830.Он.3.Д.22881.

67 ГАРК.Ф.830.Он.3.Д.43047.

保持する代表機関として弱い立場に置かれた。白系ロシア人社会のみを対象にする自治体制を作りながら、満洲国は教育制度へ直接介入することによって、自治体制の意義が薄くなっていく。

満洲国行政機関は、白系ロシア人社会を白系露人事務局の傘下のまとまった存在としてではなく、満洲国社会から切り離すことなく、五族協和・民族協和社会を築き上げようとした。行政当局は白系ロシア人を国民として意識する意図があったと考える。

満洲国行政機関は、必ずしも白系露人事務局を通じて白系ロシア人と意思疎通を図ろうとしたわけではない。これは満洲国社会における白系ロシア人の位置付けと大きく関わる。

関東軍による満洲国行政への干渉や対白系ロシア人政策への介入があったことは事実であるが、満洲国が民族協和社会に成した白系ロシア人の位置付けと、関東軍の企図した反ソ活動としての白系ロシア人の位置付けとが一致していないことは明らかである。つまり、関東軍は満洲国の将来多民族社会の中に白系ロシア人を想定していなかったと考える。しかし、満洲国政府は白系ロシア人を含む多民族社会、共存共栄社会を建設しようとした。その一方、現実にはそれは満洲国が考える多民族社会・共存共栄社会であって、各民族が対等且つ平等な社会ではなかった。

多民族国家満洲国は定住民を把握しながら、国民精神を養成する新しい教育政策を計画し、異民族の白系ロシア人を含めて新国家の国民作りという難しい課題を実現しようとした。この新国家の教育政策は、西洋思想の元で形成された白系ロシア人社会に対して東洋思想に基づく国民教育の実践であった。それ以降、満洲国における肉体労働以上の就職・社会階級を目指す者に対して、日本語能力が必修条件となった。満洲の開発とともに、現地に作られた「満洲の中のロシア」の世界は文化の高いものであったため、新国家の形成時に白系ロシア人は自己アイデンティティーを保持しながら、満洲国の建設に貢献ができると期待を持っていた。しかし、新しい文化を作る満洲国における民族が自己アイデンティティーを保持することは難しくなってきた。

第3章 満洲国に対する白系ロシア人の位置付け：期待と実態

3.1 満洲国社会における五族・民族協和の宣伝

民族協和社会の分析により多民族国家満洲国における各民族の位置付けと実態を明らかにすることができる。満洲国五族・民族協和社会における白系ロシア人社会の位置付けを検討する場合、いくつかの方法があると考えられる。本稿では以下の方法を紹介する。

以下の方法は民族協和社会のイメージ及び理想、あるべき姿、実態をそれぞれ明確にする。

一つ目は、ビジュアル化された白系ロシア人を含む満洲国の五族・民族協和社会のイメージを分析する方法である。この場合、当時の宣伝ポスターと写真、グラフ雑誌（日文『満洲グラフ』、英文『Front』、露文『ルページ』誌など）、満映の映画などを使用することになる。このイメージは民族協和社会を理想化したものが多く、時間的に一瞬を捉えたものであり、目まぐるしく変化し続ける満洲国内外の事情や実態に追いつくことのできないが、視覚に訴える宣伝方法である。その一方、これらはビジュアル化されたイメージであるため、訴求力が非常に強い。

例えば、満洲国の経験のない人々はグラフ雑誌を見て、満洲国社会における民族協和が実現しているイメージを持つ。しかし、満洲国在住の人にとっては宣伝ポスターや写真などはあくまでも満洲国社会の民族協和を理想的にPRするものであり、自己が体験する現実と同様であるとは限らない可能性もある。

1932年3月の満洲国建国時に民族協和のポスターに初めて白系ロシア人の姿がハルビン市内で掲示され

たことを分析・紹介したのは生田美智子である⁶⁸。生田はそのポスターに四族の一族は「ロシア人」の姿であったとしている。

1933年発行の五族協和ポスターの中に再度「ロシア人」の姿を「熱河作戦ポスター（大人版）」及び「熱河作戦伝単（子ども版）」に確認したのは、貴志俊彦である⁶⁹。

二つ目は、音声化された白系ロシア人を含む満洲国多民族社会のイメージを分析する方法である。この場合、満洲国期のラジオ放送、満洲国社会をイメージさせる大衆歌謡を使用することになる。このイメージは民族協和社会の実現の一面を見せるものである。その一方、音声化されたイメージ以上には民族協和の実態は読み取れない。

本稿では、民族協和社会をアピールする満洲国での多言語ラジオ放送を取り上げる。1936年にハルビンラジオ放送局は日本語、中国語、ロシア語、朝鮮語の4ヶ国語で放送を行っており、そのラジオ番組は露文紙に掲載された⁷⁰。

- 06.30 新京から放送された音楽で体操
- 06.50 東京から放送された音楽で体操
- 07.10 大連から天気予報
- 07.20 大連から放送された曲
- 08.10 ハルビン局からヨーロッパ音楽放送
- 08.30 東京放送：子供番組（日本語）－オーケストラ
- 09.00 京都のお寺から礼拝放送
- 09.40 東京から放送：報告（日本語）
- 10.10 ハルビン局から子供番組（中国語）
- 10.40 新京から放送：中国音楽
- 11.00 時報
- 11.01 ニュース番組：市場価格（ロシア語）
- 11.15 ニュース番組（中国語）
- 11.30 東京からニュース番組（日本語）
- 11.50 新京から報告（日本語）
- 12.20 東京からコメディ番組（日本語）
- 12.50 東京からコメディ話（日本語）
- 01.15 東京からドラマ（日本語）
- 02.00 ハルビン局放送：ヨーロッパ音楽
- 02.30 ハルビン局放送：中国音楽
- 03.00 東京からニュース番組（日本語）
- 05.00 東京から子供番組（日本語）
- 05.25 ニュース：市場価格を含む（ロシア語）
- 05.45 ニュース番組（中国語）
- 06.00 ニュース番組（日本語）
- 06.30 新京から報告（中国語）

68 生田美智子編『満洲の中のロシア』成文社、2012年、52頁。

69 貴志俊彦『満洲国のビジュアル・メディア－ポスター・絵はがき・切手』吉川弘文館、2010年、206頁。

70 Харбинское время, №29 (1509), 1936, 2 февраля, с.11.

- 07.00 東京から日本歌
- 07.20 東京からコミック番組（日本語）
- 08.30 時報
- 08.31 ニュース番組（日本語，ロシア語）
- 09.00 奉天から軍オーケストラ放送
- 09.20 新京から中国の音楽
- 09.40 新京から報告（朝鮮語）

三つ目は、文字化された満洲国民族協和社会のイメージを分析する方法である。発行言語を問わず満洲国の存在期に発行された資料を分析するものである。この場合、1) 一般的に入手可能な資料（図書・定期発行物）と2) 部外秘及び特定部署専用の資料（行政機関の発行物，国を問わず領事館の報告書など），3) 企業作成資料を使用することになる。例えば、満洲国政府・地方行政機関，関東軍司令部，白系露人事務局，外国の在満洲国領事館，満鉄，中東鉄道などの資料である。1)～3)の資料の作成者は民族協和のイメージや理解，実態，あるいはあるべき姿の何れを述べるかについて注意しなければならない。

四つ目は、事後に回想された民族協和社会を体験した各民族の構成者によるイメージを分析する方法である。この場合，多民族国家満洲国の各民族による回想・インタビューを使用することになる。それは，満洲国期に位置した社会層・職業，居所，年齢（子供か大人か）も影響すると考える。回想に見た満洲国の民族協和社会のイメージは個人体験に基づくものであるから，当然のことながら各民族によるイメージが異なっている。

上記の分析方法は民族協和社会のイメージと実態は媒体によって異なり，統一されていない。

以下に三番目の方法を使用し，民族協和社会の実現をアピールするためのイベントを紹介したい。

1935年3月中東鉄道売却後，満洲国当局による満洲国社会における白系ロシア人の位置付けの宣伝が公然と行われ始めた。その宣伝とは，白系ロシア人が五族協和の一民族であること，満洲国国民の構成員の一つであることである。以下にその宣伝及びイベントの事例を挙げる。

白系ロシア人を含む民族協和の実現を見せるイベント開催のブームは1930年代後半に起こった。その開催場所は多民族が居住するハルビンなどの大都会が中心であった。地方にある民族ごとの部落，特に白系ロシア人の場合，そのようなイベントは開催された事実が見当たらない。一つの民族で構成される地方の部落では民族協和を味わう機会は少なかった。その内のいくつかを以下に紹介する。

1936年6月14日～24日にハルビン市公署の主催で日本人，満人，白系ロシア人の三民族の健康優良児コンテストが行われた⁷¹。参加者は3歳から11歳までの日本人203人・満人282人・白系ロシア人17人であった。各民族の参加した子供たちをそれぞれの民族の医師が検査を行った。

1936年12月12日ハルビンで日本人，満人，白系ロシア人の三民族が参加をした音楽五輪がハルビン市公署により開催された⁷²。参加者小学生1,000人の内，白系ロシア人生徒は300人であった。

1937年4月30日に，ハルビン市公署の主催で「国民精神高揚週間Неделя подъёма национального духа」イベントが開催され，その一環としてハルビンにある白系ロシア人，日本人，満人の学校の生徒が合同で民族協和コンサートと組体操を行った⁷³。

1937年11月10日に「五族の代表団日本へ到着Делегация пяти народностей прибыла в Ниппон」治

71 Рубеж, №27 июль 1936.

72 Гун-бао, №3247, 13 декабря 1936.

73 Заря № 114, 30 апреля 1937, с.4.

外法権撤廃に対する感謝を表明するために日本に派遣された満洲国在住民族の内に日本人、朝鮮人、満人、モンゴル人と白系ロシア人がいた⁷⁴。

1937年12月1日に満洲国と日本の間に治外法権撤廃を祝う際、白系ロシア人も参加するイベントが開催された。その一つは「五族コンサート Концерт пяти народностей」であり、民族舞踊や歌を演じたのは、日本人、朝鮮人、満人、白系ロシア人であった⁷⁵。

1937年は白系ロシア人学校への「新学制」実施準備の年であった。この「新学制」に対して白系ロシア人は抵抗・反発を表したため、満洲国当局は白系ロシア人が五族の一民族である宣伝を強化した⁷⁶。

1937年12月7日に白系ロシア人学校への「新学制」導入問題を中心にハルビン市公署で開催された白系ロシア人学校校長の会議で、日本特務機関代表者ヤマジは「新学制」に対する反発を緩和するため、「新学制」の目的を次のように説明した。白系ロシア人を他の民族と平等に扱うために「新学制」は対白系ロシア人政策第一段階とするものである⁷⁷。その政策の第二段階として、白系ロシア人に対する「居留執照」制度⁷⁸(年毎の居住証明書発行の制度)を廃止する改革が現在政府で計画されていると述べた。

しかし、実際にはこの計画は実現せずに、白系ロシア人は1940年代に入っても現地の警察署発給の「外国人居留証明書」が必要のままであった。

3.2 五族・民族協和社会における白系ロシア人の実態

五族の一民族である白系ロシア人に対する宣伝にも関わらず、白系ロシア人は他の民族との平等な扱いを受けていないケースがあった。上記の発言の自由の制限の事例以外、白系ロシア人事業家が受けた圧迫について紹介したい。

満洲国民政部は白系ロシア人の「北鉄譲渡に伴うソ連勢力の退却により今や欧米依存の思想より亜細亜主義に転向し且つ其の団結を強固にすると共に彼等自身の法益を擁護せんとする現状にある」と述べた⁷⁹。

しかし、この位置付けは満洲国国民であること、五族の一民族であることという宣伝ブーム(1936～37年)に限られており、実際には白系ロシア人は差別を受けていた。

1935年3月のソ連による満洲国への中東鉄道売却(後に北満鉄道に改名)は在満白系ロシア人の生活への影響は極めて大きかった⁸⁰。ソ連国籍者(赤系ロシア人)の帰国(21,000人以上⁸¹)によって、ロシア人人口(白系・赤系を含む)が81,000人から60,000人まで減った。特にハルビンにおけるソ連国籍者経営の事業・

74 Заря, №304, 10 ноября 1937.

75 Заря, №326, 2 декабря 1937.

76 ドミトリエヴァ・エレナ「在満白系ロシア人小・中学校への『新学制』導入問題(一九三六～一九三八年)」『満洲の中のロシア』成文社、2012年。

77 Заря, № 332, 8 декабря 1937, с.4.

78 『民政部調査月報』, 民生部総務同資料科, 康德四年, 2巻6号, 103頁。

79 同上。

80 生田美智子「日本統治下ハルビンにおける「二つのロシア」: ソビエトロシアと亡命ロシア」『言語文化研究』35巻, 2009年3月。「ソ連人は中東鉄道の高給取りの生活が長くなるとブルジョア的になっていた」, 「亡命ロシア人とソ連人との関係は、この頃では貧者と富者の関係であった」, 「ロシア人社会の中でも鉄道従業員は裕福な層に属しており、亡命ロシア人のなかで金銭的な余裕のある者」191～192頁。

81 1932年現在, ソ連国籍者は2万6千人以上(鉄道従業員は5千5百人で, 残り人数はその家族と鉄道以外の職業者と家族)であった。鉄道従業員とその家族は鉄道売却後3カ月以内に帰国するべきだった。帰国を拒否した中東鉄道労働者・勤務者はソ連国籍を放棄し, 北満鉄道で働き続けることができた。ソ連国籍を取得しない「白系ロシア人」は1924年以降に東清鉄道(中東鉄道)から解雇され, ソ連国籍を取得するものもいた。ソ連運営学校は閉校となり, 1938年に満洲国民政部によってハルビンにあった唯一のソ連系学校は強制的に閉校となった。

店舗⁸²の消滅、鉄道沿線全体から解雇、また、彼らは白系ロシア人経営事業・店舗の客としていなくなったため、白系ロシア人は生計状態が鉄道売却前よりさらに悪化した。失業・無職、報酬の少ない仕事、日雇い仕事のため、ハルビンにおける乏しい生活を送る家庭が増えた⁸³。ある家庭はギャング・麻薬依存⁸⁴の発生まで問題が深刻化していたため、『ハルビンスコエ・ウレーミヤ』紙を通じて1936年から救済対策の話題となった。

「一定の職業のない浮浪人も多い、此等浮浪人中には警戒の際に乗じてギャングを働くものも多く、彼等に職業を与えることは秩序維持の上からも必要なことである」と『満州日報』が報道した⁸⁵。

その一方、鉄道売却後に白系ロシア人が北満鉄道に就職の期待を抱いた⁸⁶。同年4月に北満鉄道に白系ロシア人の採用を開始し、同年は250名も採用した⁸⁷。

日本特務機関により1934年12月末設立された白系露人事務局はロシア語で自らを満洲国の管理機関として公表し、1935年2月から「満洲国の鉱業の上昇と経済繁盛」のために白系ロシア人の専攻別の登録を開始した。同事務局は満洲国が鉱山業の発達に力を入れるので、鉱山技師・技術工に需要が高まることを1936年に宣伝した。白系ロシア人鉱山技師は、「満洲国白系露人技師会」を設置した。

白系露人事務局や『ハルビンスコエ・ウレーミヤ』紙は1935年から日本語学習のメリットを宣伝し始めた。一般学校に日本語授業を導入したり、大人向けに日本語コースをハルビンに設置したりした。全面的に日本語学習の必要性を呼びかけていた。白系ロシア人は日本語の勉強に力を入れた。

『満州日報』⁸⁸は「北鉄接収後白系露人の日本語研究はすばらしい勢いで流行している」と報道し、白系ロシア人の一有力者にインタビューした。彼は、「今は日本語を研究するものが激増した、それは就職ということは勿論第一の理由だが、科学文明の発達した日本人は古い伝統を守っている満人よりも接し易いし、互に理解も早いから日本語を通じて満洲国の仲間入りをしようという気持だ」と答えた⁸⁹。

このように、満洲国当局は白系ロシア人を受け入れたことで感謝と忠誠を要求し、生活の安定化と就職の話を進めていた一方、白系ロシア人事業への圧迫を続けており、白系ロシア人の事業家を援助することはなかった。本稿では以下の二つの事例を取り上げる。

一つ目は白系ロシア人に対する融資問題である。

白系ロシア人の事業が軌道に乗らない理由は、日系及び満系の銀行が白系ロシア人に対して融資を行わ

82 生田 (2009), 7頁。「ハルビンのロシア系ビジネスも縮小し、1935～36年の1年間に481の商社のうち16%に相当する76社が閉鎖を余儀なくされた」。

83 鉄道沿線、特に三河地方で農業で稼いでいた白系ロシア人もいた。

84 1937年に全国の学校の事情を調査した満洲国民政部は白系ロシア人青年の状況を次のように評価した。白系ロシア人の「子弟達が各種の學校を卒業しても言語及風俗習慣を異にしてゐる關係上職場なく無爲徒食中モルヒネ中毒者に落ち或は退廢的享樂に親しむ等の傾向相當濃厚」。「北鐵讓渡後に於ける在哈露人一般動態に關する調査」『民政部調査月報』民政部総務同資料科、康德四年、2卷6号、111頁。

85 『満州日報』1935.3.25-1935.3.31。

86 それを証明するのは、白系露人事務局作成の資料、白系ロシア人の回想録、当時の日本人の証言、文学作品、新聞記事、その他に、「故郷を失った白系ロシア人の満洲国に対する期待」と述べた。韓玲玲「北村謙次郎文学における白系ロシア人イメージ―「苦杯」を中心に―」『総研大文化科学研究』(11)、2015-03、89頁。

87 ГАХК.Ф.Р830.Он.1.Д.1.

88 『満洲日報』とは、明治40 (1907) 年10月、星野錫により「満州日日新聞」として大連に創刊された紙である。満鉄の機関紙的存在であった。昭和2 (1927) 年11月「遼東新報」を合併して「満州日報」と改題したが、昭和10 (1935) 年8月「満州日日新聞」に復題した。昭和13 (1938) 年に奉天に本社を移転、奉天・大連の同時発行で大連版は「大連日日新聞」となった。昭和19 (1944) 年5月、「満州新聞」と合併して「満州日報」となる。出所：神戸大学附属図書館新聞記事文庫 <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/directory/sinbun/snlist/5501.html>

89 『満州日報』、1935.3.25-1935.3.31。「接収後に来るもの」という記事題名。満洲国側、関東軍側の指示でなされたロシア語マスメディアによる対白系ロシア人社会へのイデオロギーの宣伝は、日本語の資料では用いられない表現や言葉を使用していた。例えば、国籍法がなかったにもかかわらず、白系ロシア人は「満洲国国籍подданство Маньчжу-Го」になったという言い回しが何回も新聞に掲載された。

ないためであった。この問題は「信用不足」と白系ロシア人の事業家の間で呼ばれており、白系露人事務局やロシア語新聞を通じて満洲国当局に対して1938年前半を中心に改善を要求した⁹⁰。この信用不足に陥った原因は、「ロシア信託銀行Банк Русский кредит」の閉鎖であった。日系・満系銀行から様々な理由を口実に融資を拒絶されていた白系ロシア人はこうした状況を他の民族に比べると不平等であると訴えた⁹¹。

二つ目は白系ロシア人経営の事業への圧迫である。

ハルビンで公衆浴場を経営していたのは満人と白系ロシア人（ヨーロッパ式浴場）であった。白系ロシア人公衆浴場組合は1942年に白系露人事務局へ苦情を提出し、当局に対する同事務局の協力を要請した⁹²。その苦情書によれば、1941年度は赤字に陥る状態になった。白系ロシア人経営の公衆浴場の利用料はハルビン市警察公署の指示によりここ数年間据え置きであったのに対し、1940年以前高質炭は1トン当たり14国幣だったのが1941年には低・中質炭が同量22～25.5国幣に上がり、低質のため使用料も増加した（稜炭は1トン当たり17国幣から52～54国幣に値上がりした）。薪は1サージェン（約2.2立方メートル）当たり50国幣から200国幣以上に値上がりした。賃金も3～4倍に値上がりした（日当は1.2国幣から6国幣に、月給は2倍値上がりした）。公衆浴場を維持するために諸経費が数倍増え、ほうろう浴槽などの交換が必要となっても、以前一台60～80国幣が現在500～550国幣するため交換も難しい状況であった。1941年10月1日から電気料金も50%値上がりした。こうした値上がりは、戦争前夜・戦時の満洲国全土における物価高騰によるものであった。これらにより経営が著しく圧迫されており、白系ロシア人経営者は事業の維持が困難な状態に陥っており、事業からの撤退に進んでいた。このように、「ヨーロッパ式パーニャ浴場Европейские бани」日本人女性専用浴場を1942年1月から閉鎖し、日本人男性専用浴場は隔日ないし数日置きに営業することになった。

白系ロシア人経営の公衆浴場の利用者は日本人とロシア人が中心であった。入浴料は1934年3月までは30銭であったが、通貨改革により25銭になった。そして、日本人の入浴料は当局により20銭まで下げられた。その後1939年までに徐々に15銭まで下げられたが、さらに1939年3月から13銭に下げられた。1942年現在、浴場の維持のためには入浴料を20銭まで上げなければならないと白系ロシア人経営者たちが訴えた。

白系ロシア人経営者は、1939年から1942年にかけて満洲国当局に対する個人や白系露人事務局を通じての請願を継続して行っていたが、当局は一切無反応であった。その一方、当局は満人経営の公衆浴場に対しては1939年から使用料金の値上げを認可した。白系ロシア人公衆浴場組合は「使用料を上げない限りハルビンにある白系ロシア人経営の公衆浴場は間違いなく廃業することになる」と危機感を募らせた。

こうしたことにより民族協和社会における白系ロシア人事業家に対する圧迫や差別が存在していたことが証明すると考える。

以上、満洲国社会における白系ロシア人の位置付けと民族協和社会の実態を分析する試みを行った。その結果、民族協和社会における白系ロシア人は差別される民族であったことを明確にし、満洲国当局は白系ロシア人社会の存在を無視はできないが、積極的な政策を取る対象とは考えていなかったことが明らかになった。換言すれば、多民族国家満洲国における民族協和社会の宣伝と実態が乖離していたと言える。

今後は白系ロシア人事業家に焦点を当てて、より深く追究していきたい。

90 Заря, №4 5 января 1938. №12, 16 января 1938.

91 ГАХК.Ф830.Оп.1.Д.59.Л.20-21.

92 ГАХК.Ф.830.Оп.1.Д.59.Л.99-101.об.

The positioning of White Russians in Manchukuo
–The actual condition of Orientals and Westerners in
“Co-Existence and Co-Prosperity” and “Racial Harmony” Society–

Elena Dmitrieva

Abstract

The positioning of White Russians in Manchukuo society is an important topic, especially taking into account that they were announced as “citizens” of a New State. This article examines the actual economic and social condition of White Russians comparing to other ethnic groups in Manchukuo society, especially to Japanese and Manchurians/Chinese. The author will present the differences between the public propaganda for White Russians and the reality which they had experienced in Manchukuo. It is hoped that this article will show what kind of “Racial Harmony (minzoku kyowa)” and “Harmony of the Five Races (gozoku kyowa)” society were created in the New State in case of minority group such as White Russians.